

4.2.6 下水道の整備の状況

調査区域の8自治体の下水道の整備の状況は、表4.2-19に示すとおり、下水道普及率は、64.0%～91.9%程度となっています。

都市計画対象道路事業実施区域は、図4.2-9に示すとおり印旛沼流域下水道全体計画区域、手賀沼流域下水道全体計画区域及び江戸川左岸流域下水道全体計画区域に属しています。

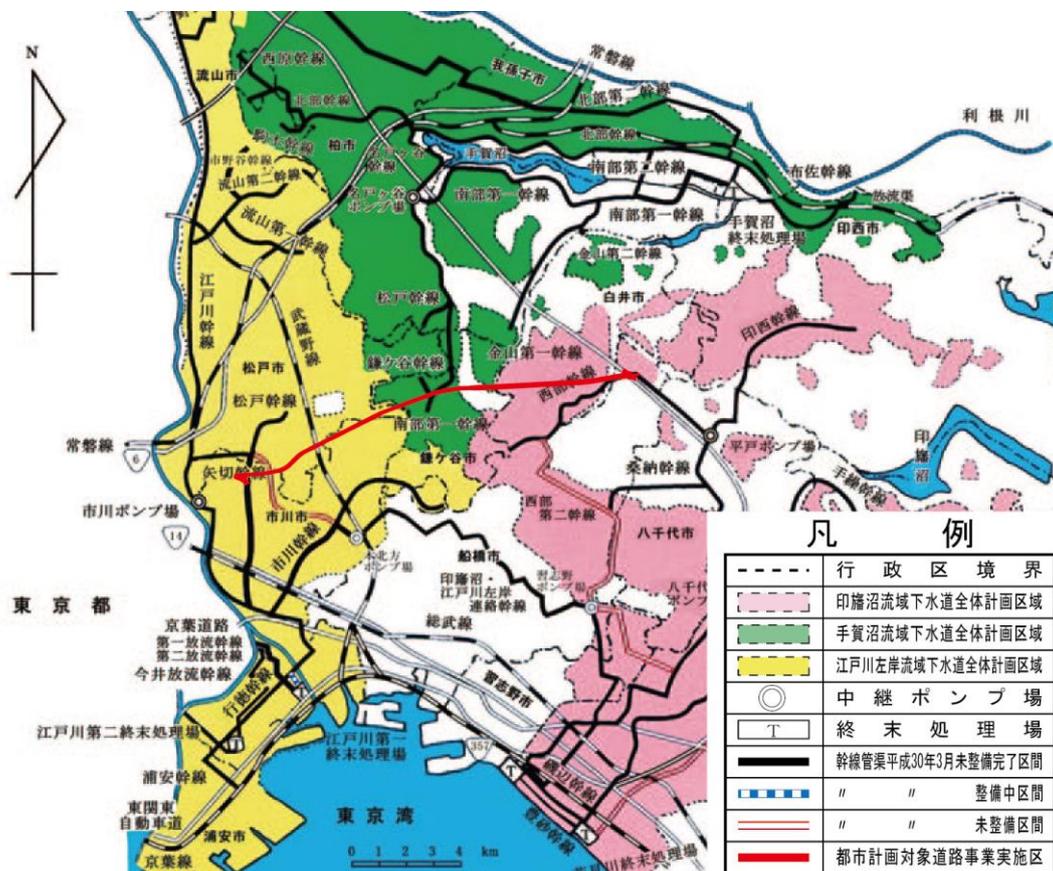
表 4.2-19 下水道の整備の状況

市名	行政区画		全体計画面積 (ha)	整備面積 (ha)	処理人口 (千人)	整備率 (面積比%)	普及率 (人口比%)
	面積 ^{注1)} (ha)	人口 ^{注2)} (千人)					
市川市	(5,745)	482.5	5,225	2,242	350.2	42.9	72.6
船橋市	8,562	632.3	7,110	4,510	533.1	63.4	84.3
松戸市	6,138	492.8	5,720	3,844	418.4	67.2	84.9
柏市	11,474	413.7	7,360	4,643	372.4	63.1	90.0
八千代市	5,139	196.1	2,861	1,926	180.3	67.3	91.9
鎌ヶ谷市	2,108	109.7	1,732	649	70.2	37.5	64.0
印西市	12,379	97.3	2,952	1,938	79.7	65.7	81.8
白井市	3,548	63.4	1,791	998	52.3	55.7	82.4

注1) 行政区画面積は平成28年10月1日現在の数値である。また、()は境界未定の地域のため、推計面積である。

注2) 人口は平成29年3月31日現在の数値である。

出典：「千葉県統計年鑑（平成29年）」（令和元年6月閲覧 千葉県総合企画部統計課）



出典：「流域下水道計画図」（令和元年6月閲覧 千葉県ホームページ）

図 4.2-9 流域下水道計画図

4.2.7 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

4.2.7.1 大気汚染に係る環境基準等

調査区域では、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第19号)第16条第1項に基づく大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準が定められています。「大気汚染に係る環境基準」を表4.2-20に、「ベンゼン等に係る環境基準」を表4.2-21に、「微小粒子状物質に係る環境基準」を表4.2-22に示します。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第7条第1項に基づくダイオキシン類の大気汚染に係る環境基準を表4.2-23に示します。

表 4.2-20 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。 ※県目標は1日平均値の98%が、0.04ppm以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

(＜改正＞平成8年10月25日環境庁告示第73号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

(＜改正＞平成8年10月25日環境庁告示第74号)

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については適用しない。

注2) 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。

注3) 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であつてその粒径が10μm以下のものをいう。

注4) 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

表 4.2-21 ベンゼン等に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

出典：「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」（平成9年2月2日環境庁告示第4号）

（＜改正＞平成30年11月19日環境庁告示第100号）

注1) 環境基準は、上記の表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

注2) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

表 4.2-22 微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

出典：「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日環境省告示第33号）

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

注2) 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

表 4.2-23 ダイオキシン類の大気汚染に係る環境基準

基準値	測定方法
0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質汚染を含む。）及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

注1) 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2) 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。

注3) 基準値は年間平均値とする。

4.2.7.2 総量規制指定地域

調査区域の8自治体のうち、市川市、船橋市及び松戸市が、「大気汚染防止法」（昭和43年6月10日法律第97号）に基づく硫酸化物の総量規制地域として定められています。

なお、窒素酸化物の総量規制地域については、「千葉県窒素酸化物対策指導要綱（昭和58年4月1日 千葉県）」及び「船橋市窒素酸化物対策指導要綱（平成16年12月1日 船橋市）」が定められています。

4.2.7.3 「自動車 NOx・PM 法」に基づく対策地域の指定の状況

調査区域の 8 自治体のうち、印西市を除く 7 自治体は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下、「自動車 NOx・PM 法」といいます。）の対策地域に含まれています。

自動車 NOx・PM 法による排出基準を表 4.2-24 に示します。

表 4.2-24 自動車NOx・PM法に係る排出基準

車種		排出基準	
ディーゼル乗用車		NOx: 0.48g/km (昭和53年規制ガソリン車並み) PM: 0.055g/km	
バス・トラック等 (ディーゼル車・ ガソリン車・ LPG車)	車両総重量区分	1.7t以下	NOx: 0.48g/km (昭和63年規制ガソリン車並み) PM: 0.055g/km
		1.7t超 2.5t以下	NOx: 0.63g/km (平成6年規制ガソリン車並み) PM: 0.06g/km
		2.5t超 3.5t以下	NOx: 5.9g/kWh (平成7年規制ガソリン車並み) PM: 0.175g/kWh
		3.5t超	NOx: 5.9g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並み) PM: 0.49g/kWh (平成10年、平成11年規制ディーゼル車並み)

出典:「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則」（平成4年12月1日総理府令第53号）（<改正>平成29年3月30日号外環境省省令第4号）

千葉県では、平成 25 年 3 月に「第 2 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」を定めており、調査区域のうち、計画の対象地域としては、市川市、船橋市、松戸市、八千代市、柏市、鎌ヶ谷市、白井市の 7 市が含まれています。

上記削減計画で定めた窒素酸化物排出量については、「自動車 NOx・PM 法」第 7 条第 2 項に定める第 1 号から第 4 号までの総量を表 4.2-25 に、粒子状物質排出量については同法第 9 条第 2 項に定める第 1 号から第 4 号までの総量を表 4.2-25 に示します。

表 4.2-25 窒素酸化物及び粒子状物質排出量に係る目標量

総量の区分		窒素酸化物排出量 (t/年)	粒子状物質 排出量 (t/年)
平成21年度 (現状)	1号総量	45,177	2,516
	2号総量	12,926	581
平成27年度 (中間目標)	3号総量	41,190	2,367
	4号総量	9,579	460
平成32年度 (目標)	3号総量	37,148	2,266
	4号総量	5,939	377

出典:「第2期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」（平成25年3月策定環境生活部大気保全課）

4.2.7.4 騒音に係る環境基準等

1) 騒音に係る環境基準

調査区域では、「環境基本法」(平成5年11月19日法律第19号)第16条第1項に基づく規定により定められた騒音に係る環境基準及び同基準の地域の類型が定められています。騒音に係る環境基準は、地域類型別、昼間・夜間別に基準値が定められています。

騒音に係る環境基準を表4.2-26に、地域類型の指定の状況を表4.2-27及び図4.2-10に示します。

表 4.2-26(1) 騒音に係る環境基準 (一般地域)

地域の類型	時間の区分	
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

(＜改正＞平成24年3月30日環境庁告示第54号)

注1) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注2) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注3) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注4) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

表 4.2-26(2) 騒音に係る環境基準 (道路に面する地域)

地域の類型	時間の区分	
	昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
A 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

(＜改正＞平成24年3月30日環境庁告示第54号)

注1) 車線とは1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

注2) 幹線交通を担う道路に近接する空間は、特例として表4.2-26(3)の基準による。

表 4.2-26(3) 騒音に係る環境基準 (幹線交通を担う道路に近接する空間)

基 準 値	
昼 間 6時～22時	夜 間 22時～6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

(＜改正＞平成24年3月30日環境庁告示第54号)

注1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(4車線以上)のほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいう。

注2) 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の道路では道路端から15メートル、2車線を超える道路では20メートルの区域をいう。

表 4.2-27(1) 各自治体における騒音に係る環境基準の地域類型

市名	地域の類型	指定地域
市川市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域*、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域*を除く。）、第二特別地域*、工業地域（ただし、第二特別地域*を除く。）
	備考	※第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲30メートル以内の地域 ※第二特別地域：工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲30メートル以内の地域
船橋市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域の一部*
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第1特別地域、第2特別地域
	備考	※市街化調整区域の一部：市場2丁目、市場5丁目、馬込町、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見台2丁目、夏見台4丁目、夏見台6丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、大穴町、薬円台3丁目、新高根1丁目、高野台4丁目、高野台5丁目、八木が谷2丁目、八木が谷3丁目、八木が谷4丁目、八木が谷5丁目、みやぎ台1丁目、みやぎ台2丁目、みやぎ台3丁目、みやぎ台4丁目、二和東1丁目、二和東2丁目、二和東3丁目、二和東4丁目、二和東5丁目、二和西2丁目、二和西3丁目、二和西4丁目、二和西5丁目、二和西6丁目、三咲1丁目、三咲3丁目、三咲4丁目、三咲5丁目、三咲6丁目、三咲7丁目、三咲8丁目、三咲9丁目、南三咲4丁目、金杉1丁目、金杉2丁目、金杉3丁目、金杉4丁目、金杉8丁目、金杉9丁目、大穴南2丁目、大穴南4丁目、大穴南5丁目、大穴北1丁目、駿河台1丁目、駿河台2丁目、藤原5丁目、藤原6丁目、藤原7丁目、藤原8丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町5丁目及び旭町6丁目の全部の地域並びに松が丘2丁目、八木が谷町、大穴南3丁目及び大穴北8丁目の一部の地域
松戸市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
柏市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合、及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田及び町田の全部の地域並びに字遠上、谷中、上、天神前、下、谷中上、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音、篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、荒屋敷、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、一ツ木台、廻り作台及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎、寺山、上沼、下沼、新屋敷、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字布施下の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字松ヶ崎新田字木崎の全部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前、中久保、表谷津、堀込、中山越及び山越の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稲荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷲ノ山、中郷、向根、坊山、門前、平松、上向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、小山台、松山下、山ノ下、宮ノ下及び天王下の一部の地域、大字増尾四丁目の一部の地域、大字増尾八丁目の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び葉貫台の一部の地域、大字藤心一丁目の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山、宮田島、小山、天神前、新山、八町歩及び庚申前の全部の地域、大字南増尾字南割、道向及び左大道の全部の地域、大字南逆井七丁目の一部の地域、大字酒井根字大清水、堀込、西山、長作、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字庚申前の一部の地域並びに大字青葉台一丁目の一部の地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第1特別地域

出典：「市川市告示第128号」（平成24年4月1日）
 「船橋市告示第72号」（平成24年2月14日）
 「松戸市告示第193号」（平成25年4月12日）
 「柏市告示第81号」（平成24年3月30日）（＜改正＞平成30年3月30日告示第136号）

注）各地域の類型は、次のような地域をあてはめるものとされている。

- 地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域
 B：主として住居の用に供される地域
 C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 4.2-27(2) 各自治体における騒音に係る環境基準の地域類型

市名	地域の類型	指定地域
八千代市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、市街化調整区域の一部※
	備考	※市街化調整区域の一部：大字保品字南、郷及び須賀の全部地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
印西市	A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域（第1特別地域※を除く）
	C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第1特別地域※
	備考	※第1特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種住居低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域
白井市	A	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	C	近隣商業地域、準工業地域

出典：「八千代市告示第108号」（平成24年3月30日）

「鎌ヶ谷市告示第31号」（平成24年3月30日）

「印西市告示第34号」（平成24年3月30日）

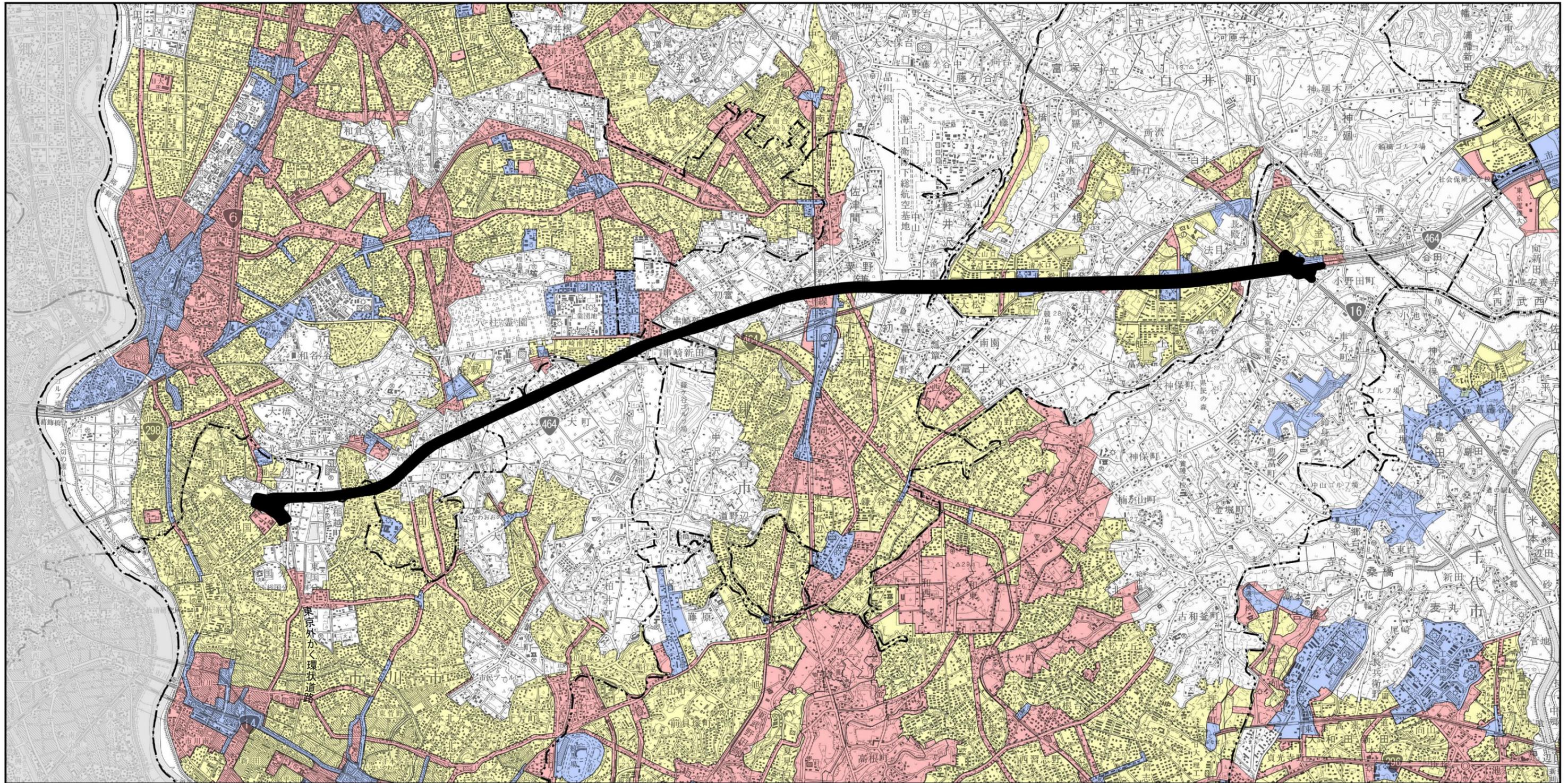
「白井市告示第39号」（平成24年3月30日）

注）各地域の類型は、次のような地域をあてはめるものとされている。

地域の類型 A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 都県界
- 市区界

- A類型
- B類型
- C類型

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。

出典：「市川都市計画図 1/12,500」（平成29年10月 市川市）
 「船橋都市計画図 1/25,000」（平成30年3月 船橋市）
 「松戸都市計画図 1/15,000」（平成30年3月 松戸市）
 「柏都市計画図 1/25,000」（平成29年4月 柏市）
 「八千代都市計画図 1/10,000」（平成30年2月 八千代市）
 「鎌ヶ谷都市計画図 1/10,000」（平成30年2月 鎌ヶ谷市）
 「印西市都市計画図 1/15,000」（平成28年1月 印西市）
 「白井市都市計画図 1/10,000」（平成27年3月 白井市）

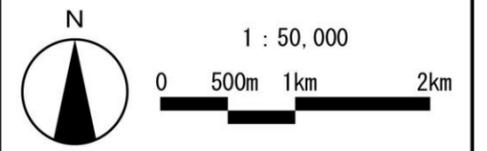


図 4.2-10
騒音に係る環境基準の地域類型区分図

また、航空機による騒音に関しては、航空機騒音に係る環境基準が地域の類型別に定められており、評価手法として時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）が用いられます。

航空機騒音に係る環境基準を表 4.2-28 に、地域類型の指定の状況を表 4.2-29 に示します。

表 4.2-28 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I ^{注1)}	57 デシベル以下
II ^{注2)}	62 デシベル以下

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境省告示第154号）
（<改正>平成19年12月17日環境省告示第114号）

注1) I を当はめる地域は専ら住居の用に供される地域

注2) II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

表 4.2-29 航空機騒音に係る環境基準の地域類型

飛行場名	環境基準をあてはめる市	地域の類型	指定地域
下総飛行場	船橋市、柏市、鎌ヶ谷市及び白井市の一部	I 類型	都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定められていない地域
		II 類型	都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「千葉県告示第695号」（昭和53年8月29日）（<改正>平成25年2月22日告示第70号）

2) 騒音規制法に基づく基準等

調査区域には、「騒音規制法」（昭和43年6月10日法律98号）第17条第1項に規定する自動車騒音の限度（要請限度）が指定されています。

自動車騒音の要請限度を表 4.2-30 に、区域区分を表 4.2-31 及び図 4.2-11 に示します。

表 4.2-30(1) 自動車騒音の要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）（<改正>平成23年11月30日環境省令32号）

表 4.2-30(2) 幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

基準値	
昼間 午前6時～午後10時	夜間 午後10時～午前6時
75デシベル以下	70デシベル以下

出典：「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）（<改正>平成23年11月30日環境省令32号）

注) 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。

表 4.2-31(1) 各自治体における自動車騒音の限度の区域区分

市名	区域の区分	指定地域
市川市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、に江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域に接する地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域 [*] 、江戸川（千葉県側）の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域及び近隣商業地域に接する地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（ただし、第一特別地域 [*] を除く。）及び第二特別地域 [*] 及び工業地域（ただし、第二特別地域 [*] を除く。）及び工業専用地域
	備考	<p>※第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲 30 メートル以内の地域</p> <p>※第二特別地域：工業地域のうち、第一種住居地域又は第二種住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域又は第二種住居地域の周囲 30 メートル以内の地域</p>
船橋市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域の一部 [*]
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第 2 特別地域
	備考	<p>※市街化調整区域の一部：市場 2 丁目、市場 5 丁目、馬込町、夏見 1 丁目、夏見 5 丁目、夏見 7 丁目、夏見台 2 丁目、夏見台 4 丁目、夏見台 6 丁目、夏見町 2 丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町 1 丁目、飯山満町 2 丁目、大穴町、薬円台 3 丁目、新高根 1 丁目、高野台 4 丁目、高野台 5 丁目、八木が谷 2 丁目、八木が谷 3 丁目、八木が谷 4 丁目、八木が谷 5 丁目、みやぎ台 1 丁目、みやぎ台 2 丁目、みやぎ台 3 丁目、みやぎ台 4 丁目、二和東 1 丁目、二和東 2 丁目、二和東 3 丁目、二和東 4 丁目、二和東 5 丁目、二和西 2 丁目、二和西 3 丁目、二和西 4 丁目、二和西 5 丁目、二和西 6 丁目、三咲 1 丁目、三咲 3 丁目、三咲 4 丁目、三咲 5 丁目、三咲 6 丁目、三咲 7 丁目、三咲 8 丁目、三咲 9 丁目、南三咲 4 丁目、金杉 1 丁目、金杉 2 丁目、金杉 3 丁目、金杉 4 丁目、金杉 8 丁目、金杉 9 丁目、大穴南 2 丁目、大穴南 4 丁目、大穴南 5 丁目、大穴北 1 丁目、駿河台 1 丁目、藤原 5 丁目、藤原 6 丁目、藤原 7 丁目、藤原 8 丁目、旭町 1 丁目、旭町 3 丁目、旭町 4 丁目、旭町 5 丁目及び旭町 6 丁目の全部の地域並びに松が丘 2 丁目、八木が谷町、大穴南 3 丁目及び大穴北 8 丁目の一部の地域</p>
松戸市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域
柏市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域
	b 区域	<p>第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合、及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田及び町田の全部の地域並びに字遠上、谷中、上、天神前、下、谷中上、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音、篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、荒屋敷、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、一ツ木台、廻り作台及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎、寺山、上沼、下沼、新屋敷、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字布施下の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字松ヶ崎新田字木崎の全部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前、中久保、表谷津、堀込、中山越及び山越の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稲荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷺ノ山、中郷、向根、坊山、門前、平松、上向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、小山台、松山下、山ノ下、宮ノ下及び天王下の一部の地域、大字増尾四丁目の一部の地域、大字増尾八丁目の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び葉貫台の一部の地域、大字藤心一丁目の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山、宮田島、小山、天神前、新山、八町歩及び庚申前の全部の地域、大字南増尾字南割、道向及び左大道の全部の地域、大字南逆井七丁目の一部の地域、大字酒井根字大清水、堀込、西山、長作、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字庚申前の一部の地域並びに大字青葉台一丁目の一部の地域</p>
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第 1 特別地域

出典：「市川市告示第127号」（平成24年4月1日）
「船橋市告示第68号」（平成15年3月7日）
「松戸市告示第154号」（平成24年3月30日）
「柏市告示第76号」（平成20年3月31日）（＜改正＞平成30年3月30日告示第137号）

注) 区域 a区域：専ら住居の用に供される区域
b区域：主として住居の用に供される区域
c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

表 4.2-31(2) 各自治体における自動車騒音の限度の区域区分

市名	区域の区分	指定地域
八千代市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第1特別地域*並びに吉橋の一部の地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域（第1特別地域*を除く）、工業地域（第1特別地域*を除く）、工業専用地域、市街化調整区域の一部*
	備考	※第1特別地域：準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域 ※市街化調整区域の一部：大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠塚の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌ヶ谷市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域*、鎌ヶ谷市くぬぎ山一丁目、くぬぎ山二丁目及びくぬぎ山三丁目の準工業地域のうち松戸市松飛台の第一種低層住居専用地域に接する地域であって、この第一種低層住居専用地域の周囲50メートルの地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(ただし、第一特別地域を除く。)
	備考	※第一特別地域：準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域
印西市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域
白井市	a 区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
	b 区域	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	c 区域	近隣商業地域、準工業地域、工業専用地域

出典：「八千代市告示第107号」（平成24年3月30日）

「鎌ヶ谷市告示第27号」（平成24年3月30日）

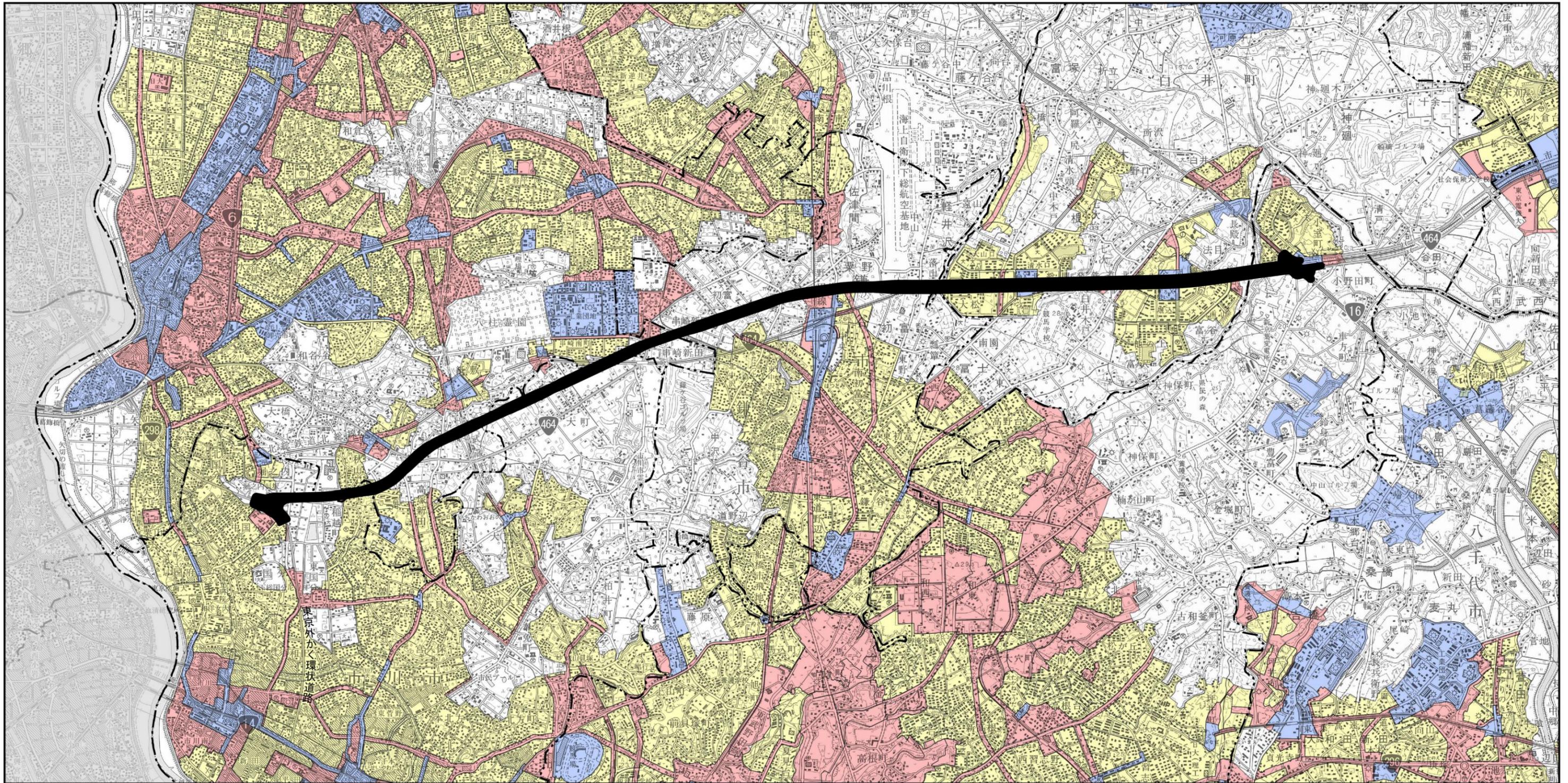
「印西市告示第33号」（平成24年3月30日）

「白井市告示第38号」（平成24年3月30日）

注) 区域 a区域：専ら住居の用に供される区域

b区域：主として住居の用に供される区域

c区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 都県界
- 市区界

- a区域
- b区域
- c区域

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。

出典：「市川都市計画図 1/12,500」（平成29年10月 市川市）
 「船橋都市計画図 1/25,000」（平成30年3月 船橋市）
 「松戸都市計画図 1/15,000」（平成30年3月 松戸市）
 「柏都市計画図 1/25,000」（平成29年4月 柏市）
 「八千代都市計画図 1/10,000」（平成30年2月 八千代市）
 「鎌ヶ谷都市計画図 1/10,000」（平成30年2月 鎌ヶ谷市）
 「印西市都市計画図 1/15,000」（平成28年1月 印西市）
 「白井市都市計画図 1/10,000」（平成27年3月 白井市）

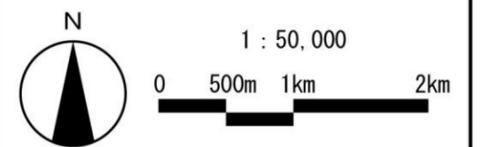


図 4.2-11
自動車騒音の限度の区域区分図

また、「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律98号)第14条第1項及び第15条第1項の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められています。

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準を表4.2-32に、区域区分を表4.2-33に示します。

表 4.2-32 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制項目	第1号区域	第2号区域	適用除外作業
敷地境界における騒音の大きさ	85 デシベル		—
作業ができない時間	午後7時から翌日午前7時まで	午後10時から翌日午前6時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1日あたりの作業時間	10時間	14時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続6日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事に従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占用許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
<p>◆特定建設作業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。) 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. バックホウ(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 7. トラクターショベル(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 8. ブルドーザー(一定の限界を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業 			

出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)
(<改定>平成12年3月28日環境庁告示16号)

出典:「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部改正について」(昭和63年12月16日 環大特140号)
(<改定>平成5年11月18日環大企第488号・環大特第123号・環大自第102号)

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2-33(1) 各自治体における特定建設作業の騒音の規制に関する区域区分

市名	区域の区分	指定区域
市川市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、江戸川(千葉県側)の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域に接する地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第一特別地域、江戸川(千葉県側)の風致地区のうち東日本旅客鉄道株式会社総武線以北の第一種住居地域、近隣商業地域に接する地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第一特別地域を除く。)、第二特別地域、工業地域(ただし、第二特別地域を除く。)、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
船橋市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第1特別地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第2特別地域並びに工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域、市街化調整区域の一部*
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
	備考	※市街化調整区域の一部：市場2丁目、市場5丁目、馬込町、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見台2丁目、夏見台4丁目、夏見台6丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、大穴町、薬円台3丁目、新高根1丁目、高野台4丁目、高野台5丁目、八木が谷2丁目、八木が谷3丁目、八木が谷4丁目、八木が谷5丁目、みやぎ台1丁目、みやぎ台2丁目、みやぎ台3丁目、みやぎ台4丁目、二和東1丁目、二和東2丁目、二和東3丁目、二和東4丁目、二和東5丁目、二和西2丁目、二和西3丁目、二和西4丁目、二和西5丁目、二和西6丁目、三咲1丁目、三咲3丁目、三咲4丁目、三咲5丁目、三咲6丁目、三咲7丁目、三咲8丁目、三咲9丁目、南三咲4丁目、金杉1丁目、金杉2丁目、金杉3丁目、金杉4丁目、金杉8丁目、金杉9丁目、大穴南2丁目、大穴南4丁目、大穴南5丁目、大穴北1丁目、駿河台1丁目、駿河台2丁目、藤原5丁目、藤原6丁目、藤原7丁目、藤原8丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町5丁目及び旭町6丁目の全部の地域並びに松が丘2丁目、八木が谷町、大穴南3丁目及び大穴北8丁目の一部の地域
松戸市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
柏市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合、及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田及び町田の全部の地域並びに字遠上、谷中、上、天神前、下、谷中上、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音、篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、荒屋敷、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、一ツ木台、廻り寺台及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎、寺山、上沼、下沼、新屋敷、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字布施下の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字松ヶ崎新田字木崎の全部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前、中久保、表谷津、堀込、中山越及び山越の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稲荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷺ノ山、中郷、向根、坊山、門前、平松、上向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、小山台、松山下、山ノ下、宮ノ下及び天王下の一部の地域、大字増尾四丁目の一部の地域、大字増尾八丁目の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び葉貫台の一部の地域、大字藤心一丁目の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山、宮田島、小山、天神前、新山、八町歩及び庚申前の全部の地域、大字南増尾字南割、道向及び左大道の全部の地域、大字南逆井七丁目の一部の地域、大字酒井根字大清水、堀込、西山、長作、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字庚申前の一部の地域並びに大字青葉台一丁目の一部の地域
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
八千代市	第1号区域	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域(準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域)並びに吉橋の一部の地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(第一特別地域を除く。)、第二特別地域(工業地域及び工業専用地域のうち第一種・第二種住居地域、準住居地域に接する地域であり第一種・第二種住居地域、準住居地域の周囲50メートル以内の地域)、市街化調整区域のうち大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域、工業地域、工業専用地域(第一特別地域及び第二特別地域を除く)のうち、学校・病院等の周囲概ね80メートル以内の区域

出典：「市川市告示第126号」(平成24年4月1日)
 「船橋市告示第67号」(平成21年3月10日)
 「松戸市告示第230号」(平成27年6月9日)
 「柏市告示第76号」(平成20年3月31日)(＜改正＞平成30年3月30日告示第137号)
 「八千代市告示第106号」(平成24年3月30日)

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

表 4.2-33(2) 各自治体における特定建設作業の騒音の規制に関する区域区分

市名	区域の区分	指定区域
鎌ヶ谷市	第1号区域	第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第一特別地域※、鎌ヶ谷市くぬぎ山一丁目、くぬぎ山二丁目、くぬぎ山三丁目の準工業地域のうち松戸市松飛台の第一種低層住居専用地域に接する地域であって、この第一種住居専用地域の周囲50メートル以内、近隣商業地域、商業地域、準工業地域(ただし、第一特別地域を除く。)
	第2号区域	指定区域のうち、第1号区域以外の区域
	備考	※第一特別区域：準工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域
印西市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び第一特別地域※、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び第二特別地域※、工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおそ80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域の内、第1号区域以外の区域
	備考	※第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種住居低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または、第二種中高層住居専用地域に接する地域であり、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域または第二種中高層住居専用地域の周囲50メートル以内の地域 ※第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域または、準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域または、準住居地域の周囲50メートル以内の地域
白井市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域並びに工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおそ80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域の内、第1号区域以外の区域

出典：「鎌ヶ谷市告示第26号」(平成24年3月30日)

「印西市告示第32号」(平成24年3月30日)

「白井市告示第37号」(平成24年3月30日)

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

3) 各自治体の条例による特定建設作業の騒音に係る規制基準

特定建設作業の騒音については、各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」でも規制されています。

規制基準を表 4.2-34 に示します。

表 4.2-34(1) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

市名	規制項目	敷地境界における騒音の大きさ	作業ができない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間		
市川市		85 デシベル	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間以内	連続 6 日以内	禁止		
船橋市	第一号区域							
	第二号区域		午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	14 時間以内				
松戸市								
柏市								
八千代市				午後 7 時から 翌日午前 7 時まで			10 時間以内	
鎌ヶ谷市								
印西市								
白井市								

出典：「市川市環境保全条例」（平成10年7月3日条例第31号）（＜改正＞平成30年3月22日条例第13号）

「船橋市環境保全条例」（平成14年12月27日条例第57号）

「松戸市公害防止条例」（昭和47年4月1日条例第14号）

「柏市環境保全条例」（平成13年9月28日条例第32号）

「八千代市公害防止条例」（昭和47年4月1日条例第26号）

「鎌ヶ谷市公害防止条例」（昭和47年10月5日条例第34号）（＜改正＞平成13年6月29日条例第10号）

「印西市環境保全条例」（平成11年3月19日条例第3号）（＜改正＞平成22年3月17日条例第44号）

「白井市公害防止条例」（昭和46年12月22日条例第23号）

表 4.2-34(2) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象作業）（1/2）

市名	作業の種類
市川市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 7. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 8. アースドリルを使用する作業 9. アースオーガーを使用する作業 10. ディーゼル発電機を使用する作業 11. コンクリートカッターを使用する作業 12. トラックミキサー又はコンクリートポンプ車を使用する作業 13. 破碎機を使用する作業
船橋市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業 3. 削岩機（ブレーカーを除く。）を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
松戸市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. びょう打機又はインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. ブルドーザー、トラクターショベル、バックホウ等の整地機械又は掘削機械を使用する作業 7. コンクリート圧送作業 8. コンクリートカッターを使用する作業^{注)} 9. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
柏市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. 削岩機を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 8. ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械を使用する作業

出典：「市川市環境保全条例施行規則」（平成10年10月14日規則第59号）（＜改正＞平成29年2月21日規則第6号）

「船橋市環境保全条例施行規則」（平成15年2月28日規則第4号）

「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月20日規則第26号）

「柏市環境保全条例施行規則」（平成13年12月27日規則第79号）

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2-34(3) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象作業）(2/2)

市名	作業の種類
八千代市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
鎌ヶ谷市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
印西市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. さく岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業
白井市	<ol style="list-style-type: none"> 1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業 2. びょう打機及びインパクトレンチを使用する作業 3. 削岩機(ブレーカーを除く。)を使用する作業^{注)} 4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その電動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く。) 5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。) 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破碎機を使用する作業^{注)} 8. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業^{注)} 9. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 10. 振動ローラーを使用する作業

出典：「八千代市公害防止条例施行規則」(昭和47年11月29日規則第43号)

「鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則」(昭和48年3月15日規則第3号)(<改正>平成27年4月20日条例第26号)

「印西市環境保全条例施行規則」(平成11年9月29日規則第35号)(<改正>平成28年3月31日条例第23号)

「白井市公害防止条例施行規則」(昭和47年4月20日規則第1号)

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2-34(4) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象地域）

市名	規制対象地域	
市川市	市内全域（工業専用地域において行われる特定建設作業は除く。）	
船橋市	第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲 80メートル以内の区域
	第二号区域	第一号区域以外の区域
松戸市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業専用地域、または前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
柏市	市内全域	
八千代市	市内全域	
鎌ヶ谷市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、前期の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
印西市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80メートル以内の区域	
白井市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲 80メートル以内の区域	

出典：「市川市環境保全条例施行規則」（平成10年10月14日規則第59号）（＜改正＞平成29年2月21日規則第6号）

「船橋市環境保全条例施行規則」（平成15年2月28日規則第4号）

「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月20日規則第26号）

「柏市環境保全条例施行規則」（平成13年12月27日規則第79号）

「八千代市公害防止条例施行規則」（昭和47年11月29日規則第43号）

「鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則」（昭和48年3月15日規則第3号）（＜改正＞平成27年4月20日条例第26号）

「印西市環境保全条例施行規則」（平成11年9月29日規則第35号）（＜改正＞平成28年3月31日条例第23号）

「白井市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月20日規則第1号）

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

4.2.7.5 振動に係る規制基準等

1) 振動規制法に基づく基準等

調査区域には、「振動規制法」(昭和51年6月10日法律64号)第16条第1項に規定する道路交通振動の限度(要請限度)が定められています。

「振動規制法」に基づく道路交通振動の要請限度を表4.2-35に、区域区分を表4.2-36及び図4.2-12に示します。

表 4.2-35 道路交通振動の要請限度

時間の区分 区域の区分	基準値	
	昼間 8時～19時	夜間 19時～翌日の8時
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

(<改正>平成27年4月20日環境省令第19号)

表 4.2-36(1) 各自治体における道路交通振動の限度の区域区分

市名	区域の区分	指定地域
市 川 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
船 橋 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第1特別地域及び市街化調整区域の一部※
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、第2特別地域
	備考	※市街化調整区域の一部：市場2丁目、市場5丁目、馬込町、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見台2丁目、夏見台4丁目、夏見台6丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、大穴町、薬田台3丁目、新高根1丁目、高野台4丁目、高野台5丁目、八木が谷2丁目、八木が谷3丁目、八木が谷4丁目、八木が谷5丁目、みやぎ台1丁目、みやぎ台2丁目、みやぎ台3丁目、みやぎ台4丁目、二和東1丁目、二和東2丁目、二和東3丁目、二和東4丁目、二和東5丁目、二和西2丁目、二和西3丁目、二和西4丁目、二和西5丁目、二和西6丁目、三咲1丁目、三咲3丁目、三咲4丁目、三咲5丁目、三咲6丁目、三咲7丁目、三咲8丁目、三咲9丁目、南三咲4丁目、金杉1丁目、金杉2丁目、金杉3丁目、金杉4丁目、金杉8丁目、金杉9丁目、大穴南2丁目、大穴南4丁目、大穴南5丁目、大穴北1丁目、駿河台1丁目、駿河台2丁目、藤原5丁目、藤原6丁目、藤原7丁目、藤原8丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町5丁目及び旭町6丁目の全部の地域並びに松が丘2丁目、八木が谷町、大穴南3丁目及び大穴北8丁目の一部の地域
松 戸 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

出典：「市川市告示第132号」(平成24年4月1日)

「船橋市告示第72号」(平成15年3月7日)

「松戸市告示第158号」(平成24年3月30日)

表 4.2-36(2) 各自治体における道路交通振動の限度の区域区分

市名	区域の区分	指定地域
柏 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合、及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田及び町田の全部の地域並びに字遠上、谷中、上、天神前、下、谷中上、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音、篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、荒屋敷、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、一ツ木台、廻り作台及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎、寺山、上沼、下沼、新屋敷、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字布施下の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字松ヶ崎新田字木崎の全部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前、中久保、表谷津、堀込、中山越及び山越の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稲荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷺ノ山、中郷、向根、坊山、門前、平松、上向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、小山台、松山下、山ノ下、宮ノ下及び天王下の一部の地域、大字増尾四丁目の一部、大字増尾八丁目の一部、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び葉貫台の一部の地域、大字藤心一丁目の一部、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山、宮田島、小山、天神前、新山、八町歩及び庚申前の全部の地域、大字南増尾字南割、道向及び左大道の全部の地域、大字南逆井七丁目の一部、大字酒井根字大清水、堀込、西山、長作、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字庚申前の一部の地域並びに大字青葉台一丁目の一部
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
八 千 代 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに市街化調整区域の一部※
	備考	※市街化調整区域の一部：大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、間見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域
鎌 ヶ 谷 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
印 西 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
白 井 市	第一種区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
	第二種区域	近隣商業地域、準工業地域

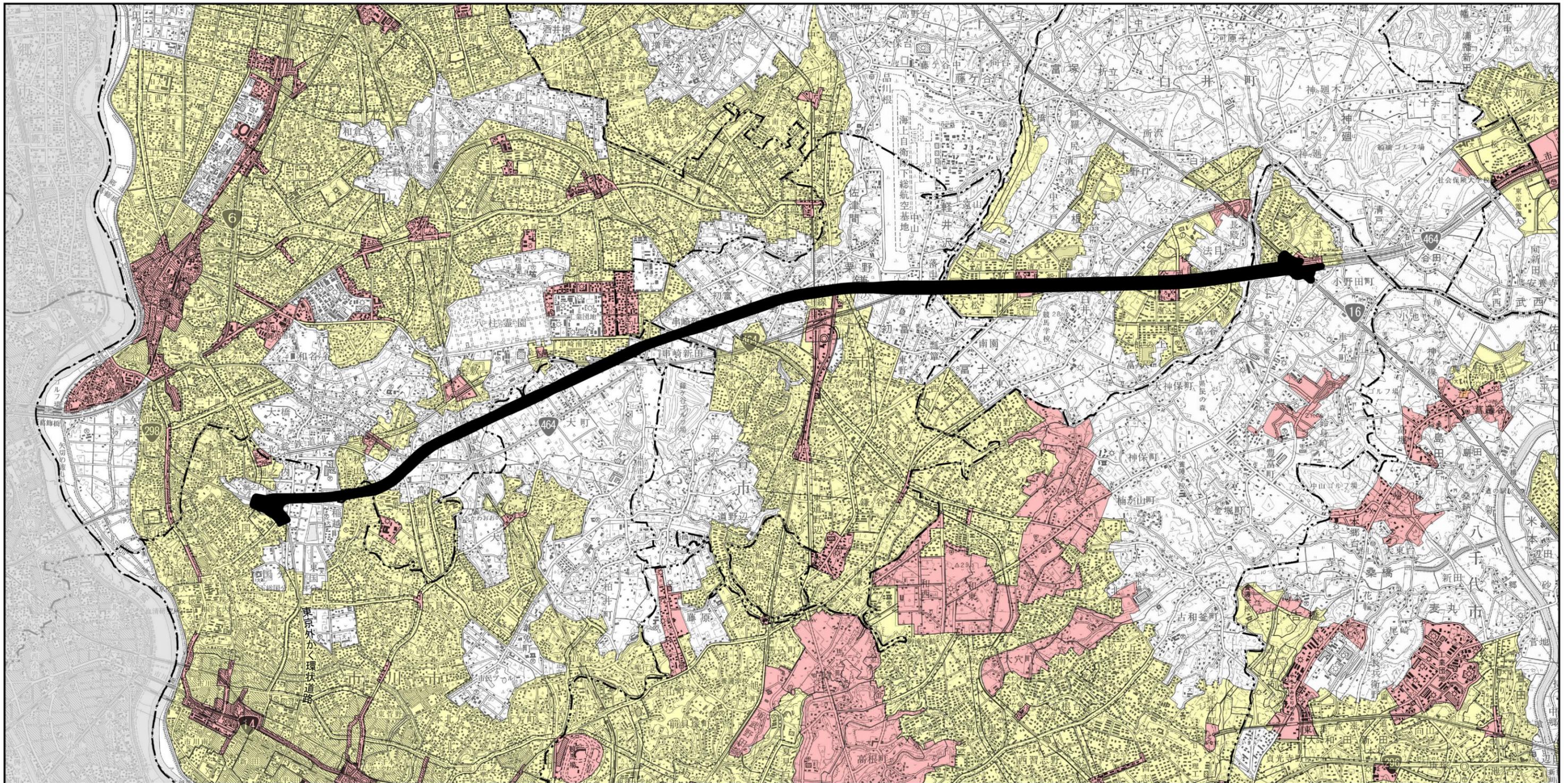
出典：「柏市告示第78号」（平成20年3月31日）（＜改正＞平成30年3月30日告示第138号）

「八千代市告示第112号」（平成24年3月30日）

「鎌ヶ谷市告示第28号」（平成24年3月30日）

「印西市告示第38号」（平成24年3月30日）

「白井市告示第43号」（平成24年3月30日）



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 第一種区域
- 第二種区域

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。

出典：「市川都市計画図 1/12,500」（平成29年10月 市川市）
 「船橋都市計画図 1/25,000」（平成30年3月 船橋市）
 「松戸都市計画図 1/15,000」（平成30年3月 松戸市）
 「柏都市計画図 1/25,000」（平成29年4月 柏市）
 「八千代都市計画図 1/10,000」（平成30年2月 八千代市）
 「鎌ヶ谷都市計画図 1/10,000」（平成30年2月 鎌ヶ谷市）
 「印西市都市計画図 1/15,000」（平成28年1月 印西市）
 「白井市都市計画図 1/10,000」（平成27年3月 白井市）

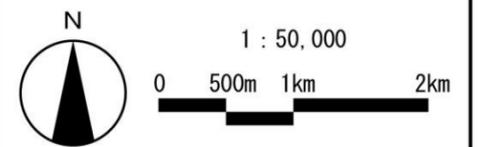


図 4.2-12
 道路交通振動の限度の区域区分図

また、調査区域では、「振動規制法」（昭和 51 年 6 月 10 日法律 64 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められています。

「振動規制法」に基づく特定建設作業の規制に関する基準を表 4.2-37 に、区域区分を表 4.2-38 に示します。

表 4.2-37 特定建設作業の規制に関する基準

規制項目	第 1 号区域	第 2 号区域	適用除外作業
敷地境界における振動の大きさ	75 デシベル		—
作業ができない時間	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 道路法により占用許可条件に夜間作業が指定された場合 ホ. 道路交通法により使用許可条件に夜間作業が指定された場合
1 日あたりの作業時間	10 時間	14 時間	イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
同一場所における作業時間	連続 6 日間		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業
日曜・休日における作業	禁止		イ. 災害や非常事態時の緊急作業 ロ. 生命身体に対する危険防止のための作業 ハ. 鉄道又は軌道の正常運行を確保するための作業 ニ. 変電所の変更工事で従事者の生命及び身体の安全を確保する作業 ホ. 道路法により占用許可条件に休日作業が指定された場合 ヘ. 道路交通法により使用許可条件に休日作業が指定された場合
◆特定建設作業 1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい打くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鉄球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎を使用する作業 ^{注)} 4. プレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業 ^{注)}			

出典：「振動規制法施行規則」（昭和51年11月10日総理府令第58号）（＜改正＞平成27年4月20日環境省令第19号）

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2-38(1) 各自治体における特定建設作業振動の規制に関する区域区分

市名	区域の区分	指定区域
市川市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね 80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
船橋市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、第1特別地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、第2特別地域並びに工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲おおむね 80メートル以内の区域、市街化調整区域の一部*
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
	備考	※市街化調整区域の一部：市場2丁目、市場5丁目、馬込町、夏見1丁目、夏見5丁目、夏見7丁目、夏見台2丁目、夏見台4丁目、夏見台6丁目、夏見町2丁目、東町、米ヶ崎町、高根町、金杉町、三咲町、飯山満町1丁目、飯山満町2丁目、大穴町、薬円台3丁目、新高根1丁目、高野台4丁目、高野台5丁目、八木が谷2丁目、八木が谷3丁目、八木が谷4丁目、八木が谷5丁目、みやぎ台1丁目、みやぎ台2丁目、みやぎ台3丁目、みやぎ台4丁目、二和東1丁目、二和東2丁目、二和東2丁目、二和東4丁目、二和東5丁目、二和西2丁目、二和西3丁目、二和西4丁目、二和西5丁目、二和西6丁目、三咲1丁目、三咲3丁目、三咲4丁目、三咲5丁目、三咲6丁目、三咲7丁目、三咲8丁目、三咲9丁目、南三咲4丁目、金杉1丁目、金杉2丁目、金杉3丁目、金杉4丁目、金杉8丁目、金杉9丁目、大穴南2丁目、大穴南4丁目、大穴南5丁目、大穴北1丁目、駿河台1丁目、駿河台2丁目、藤原5丁目、藤原6丁目、藤原7丁目、藤原8丁目、旭町1丁目、旭町3丁目、旭町4丁目、旭町5丁目及び旭町6丁目の全部の地域並びに松が丘2丁目、八木が谷町、大穴南3丁目及び大穴北8丁目の一部の地域
松戸市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね 80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域のうち、第一号区域以外の区域
柏市	—	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに市街化調整区域のうち大字松ヶ崎字木崎、谷添、羽中、須賀前、島合、及び堂ノ下の全部の地域並びに字東前、篠籠田橋及び見崎の一部の地域、大字高田字新堤、西前田、東前田及び町田の全部の地域並びに字遠上、谷中、上、天神前、下、谷中上、西中上及び中上の一部の地域、大字篠籠田字初音、篠塚、内野及び寺前の一部の地域、大字花野井字三畝割の一部の地域、大字布施字殿台、堂ノ下、古谷、東、宮ノ内、荒屋敷、山ノ田台、西ノ前、土谷、鍋田、東前、宮ノ前、鳥飼山、鴻ノ巣、宮田向、一ツ木台、廻り作台及び本願寺の全部の地域並びに字四本榎、寺山、上沼、下沼、新屋敷、宿ノ後、谷ノ尻、前谷、前原、大日、十三本原及び新田の一部の地域、大字布施下の一部の地域、大字根戸字新堤の一部の地域、大字根戸新田字木戸の全部の地域、大字呼塚新田字木崎の一部の地域、大字松ヶ崎新田字木崎の全部の地域、大字名戸ヶ谷字小橋戸、北小橋、西小橋、東小橋、南小橋、新畑、上郷、宮前、上ノ内、聖前、中久保、表谷津、堀込、中山越及び山越の全部の地域、大字中原字拾六丁及び名戸ヶ谷前の全部の地域、大字増尾字丸山下、稲荷下、辺田前、本郷、宮根、松山、鷲ノ山、中郷、向根、坊山、門前、平松、上向根及び葛ヶ谷の全部の地域並びに字四斗蒔、篠塚、堂谷、小山台、松山下、山ノ下、宮ノ下及び天王下の一部の地域、大字増尾四丁目の一部の地域、大字増尾八丁目の一部の地域、大字藤心字砂部田前、上耕地、砂部田、慈本寺前、寺内、宿畑、瀬室、一本松、藤ノ木、沖内、上人塚、天神前、上人塚前及び木戸外の全部の地域並びに字大宮戸、川中及び葉貫台の一部の地域、大字藤心一丁目の一部の地域、大字逆井字浅間前、三ノ台、向、寺山、中島、林田、浮内、柳橋、古宿、定山、向山、戸崎、下田、辻、北ノ下、中台、根切、大山、宮田島、小山、天神前、新山、八町歩及び庚申前の全部の地域、大字南増尾字南割、道向及び左大道の全部の地域、大字南逆井七丁目の一部の地域、大字酒井根字大清水、堀込、西山、長作、西ヶ原、溜台及び棒ヶ谷の全部の地域並びに字庚申前の一部の地域並びに大字青葉台一丁目の一部の地域

出典：「市川市告示第131号」（平成24年4月1日）

「船橋市告示第71号」（平成21年3月10日）

「松戸市告示第201号」（平成25年4月12日）

「柏市告示第78号」（平成20年3月31日）（＜改正＞平成30年3月30日告示第138号）

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

表 4.2-38(2) 各自治体における特定建設作業振動の規制に関する区域区分

市名	区域の区分	指定区域
八千代市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域並びに市街化調整区域のうち大字保品字南、郷及び須賀の全部の地域、大字米本字下宿東、上宿東、上宿西、内宿北、内宿南、天神輪、円道及び松輪の全部の地域、大字島田台字鶴作台、寅高入、大東台、東桑橋台、追分、東山久保、問見穴、神明前、神久保道、菖蒲台、神明脇、木戸場、嶋田道、大久保、高堀及び鼠坂の全部の地域並びに大字桑橋字作ヶ谷津、マロウ及び本郷台の全部の地域並びに工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域の内、第一号区域以外の区域
鎌ヶ谷市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
	第2号区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
印西市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業区域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域の内、第一号区域以外の区域
白井市	第1号区域	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに近隣商業地域及び準住居地域のうち学校・病院等の敷地の周囲おおむね80メートル以内の区域
	第2号区域	指定区域の内、第一号区域以外の区域

出典：「八千代市告示第111号」（平成24年3月30日）

「鎌ヶ谷市告示第28号」（平成24年4月1日）

「印西市告示第37号」（平成24年3月30日）

「白井市告示第42号」（平成24年3月30日）

注) 学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

2) 各自治体の条例による特定建設作業の振動に係る規制基準

特定建設作業の振動については、各自治体の「環境保全条例」又は「公害防止条例」でも規制されています。

規制基準を表 4.2-39～表 4.2-41 に示します。

表 4.2-39 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準

市名	規制項目	敷地境界における振動の大きさ	作業ができない時間	1日あたりの作業時間	同一場所における作業時間	日曜・祝日における作業時間			
市川市		75 デシベル	午後 7 時から 翌日午前 7 時まで	10 時間以内	連続 6 日以内	禁止			
船橋市	第一号区域								
	第二号区域		午後 10 時から 翌日午前 6 時まで	14 時間以内					
松戸市				午後 7 時から 翌日午前 7 時まで			10 時間以内		
柏市									
八千代市									
鎌ヶ谷市									
印西市									
白井市									

出典：「市川市環境保全条例」（平成10年7月3日条例第31号）（＜改正＞平成30年3月22日条例第13号）
 「船橋市環境保全条例」（平成14年12月27日条例第57号）
 「松戸市公害防止条例」（昭和47年4月1日条例第14号）
 「柏市環境保全条例」（平成13年9月28日条例第32号）
 「八千代市公害防止条例」（昭和47年4月1日条例第26号）
 「鎌ヶ谷市公害防止条例」（昭和47年10月5日条例第34号）（＜改正＞平成13年6月29日条例第10号）
 「印西市環境保全条例」（平成11年3月19日条例第3号）（＜改正＞平成22年3月17日条例第44号）
 「白井市公害防止条例」（昭和46年12月22日条例第23号）

表 4.2-40(1) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象作業）

市名	作業の種類
市川市	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注)} 4. ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業 ^{注)} 5. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 6. アースドリルを使用する作業 7. アースオーガーを使用する作業
船橋市	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注)} 4. ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業 ^{注)} 5. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する整地機又は掘削機を使用する作業 6. 振動ローラーを使用する作業
松戸市	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注)} 4. ブレーカー（手持ち式を除く。）を使用する作業 ^{注)} 5. ブルドーザー、トラクターショベル及びバックホウ等の整地機械又は掘削機械を使用する作業 6. 振動ローラーを使用する作業

出典：「市川市環境保全条例施行規則」（平成10年10月14日規則第59号）（＜改正＞平成29年2月21日規則第6号）
 「船橋市環境保全条例施行規則」（平成15年2月28日規則第4号）
 「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月20日規則第26号）

注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2-40(2) 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象作業）

市名	作業の種類
柏 市	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. びょう打機を使用する作業 3. 削岩機を使用する作業 ^{注1} 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 7. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注2} 8. ブルドーザー及びトラクターショベルその他これらに類する整地機械又は掘削機械を使用する作業
八 千 代 市	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 4. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注2} 5. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 ^{注3} 6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 7. 振動ローラーを使用する作業
鎌 ヶ 谷 市	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 4. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注2} 5. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 ^{注3} 6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 7. 振動ローラーを使用する作業
印 西 市	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 4. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注2} 5. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 ^{注3} 6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 7. 振動ローラーを使用する作業
白 井 市	1. くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その電動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（削岩機の動力として使用する作業を除く。） 3. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 4. 舗装版破砕機を使用する作業 ^{注2} 5. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業 ^{注3} 6. ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これに類する整地機又は掘削機を使用する作業 7. 振動ローラーを使用する作業

出典：「柏市環境保全条例施行規則」（平成13年12月27日規則第79号）
 「八千代市公害防止条例施行規則」（昭和47年11月29日規則第43号）
 「鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則」（昭和48年3月15日規則第3号）（＜改正＞平成27年4月20日条例第26号）
 「印西市環境保全条例施行規則」（平成11年9月29日規則第35号）（＜改正＞平成28年3月31日条例第23号）
 「白井市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月20日規則第1号）

注）作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

表 4.2-41 各自治体の条例に基づく特定建設作業に係る規制基準（規制対象地域）

市名	規制対象地域	
市川市	市内全域（工業専用地域において行われる特定建設作業は、除く。）	
船橋市	第一号区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域のうち学校・病院等の周囲 80 メートル以内の区域
	第二号区域	第一号区域以外の区域
松戸市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域または前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80 メートル以内の区域	
柏市	市内全域	
八千代市	市内全域	
鎌ヶ谷市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80 メートル以内の区域	
印西市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域、前記の区域以外で学校・病院等の周囲約 80 メートル以内の区域	
白井市	第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び工業専用地域、前記の区域以外で学校・病院等の敷地の周囲 80 メートル以内の区域	

出典：「市川市環境保全条例施行規則」（平成10年10月14日規則第59号）（＜改正＞平成29年2月21日規則第6号）

「船橋市環境保全条例施行規則」（平成15年2月28日規則第4号）

「松戸市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月20日規則第26号）

「柏市環境保全条例施行規則」（平成13年12月27日規則第79号）

「八千代市公害防止条例施行規則」（昭和47年11月29日規則第43号）

「鎌ヶ谷市公害防止条例施行規則」（昭和48年3月15日規則第3号）（＜改正＞平成27年4月20日条例第26号）

「印西市環境保全条例施行規則」（平成11年9月29日規則第35号）（＜改正＞平成28年3月31日条例第23号）

「白井市公害防止条例施行規則」（昭和47年4月20日規則第1号）

注）学校・病院等とは、学校、保育所、病院、診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園のことをいう。

4.2.7.6 水質汚濁に係る環境基準

調査区域には、「環境基本法」（平成5年11月19日法律第19号）第16条第1項に基づく規定により定められた水質汚濁に係る環境基準（人の健康の保護に関する環境基準及び生活環境の保全に関する基準）があります。人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）はすべての公共用水域に適用されます。人の健康の保護に関する環境基準を表 4.2-42 に示します。生活環境の保全に関する環境基準は、類型指定された水域別の公共用水域に適用されます。河川の類型別の環境基準を表 4.2-43 に示します。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）第7条第1項に基づく水質及び水底の底質のダイオキシン類に係る環境基準を表 4.2-44 に示します。

表 4.2-42 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は付表1に掲げる方法
鉛	0.01mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格65.2（規格65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格67.2又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格34.1（規格34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1.1c）（注（2）第三文及び規格34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）（＜改正＞平成31年3月20日環境省告示46号）

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については最高値とする。

注2) 「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注3) 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

表 4.2-43(1) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	利用目的の 適用性	水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群 数
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以 下
A	水道2級 水産1級水浴及び B以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以 下
B	水道3級 水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以 下
C	水産3級 工業用水1級及び D以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及び Eの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）（＜改正＞平成31年3月20日環境省告示46号）

注1) 基準値は、日間平均値とする。

注2) 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする。

注3) 「利用目的の適用性」の詳細は、以下に示すとおりである。

自然環境保全：自然探勝等の環境保全

水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 4.2-43(2) 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目（河川））

項目 類型	水生生物の生息状況の適用性	全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキルベ ンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）（＜改正＞平成31年3月20日環境省告示46号）

注) 基準値は、年間平均値とする。

表 4.2-44 ダイオキシン類に係る環境基準（水質及び水底の底質）

媒体	基準値	備考
水質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/L 以下	基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

注）基準値（水底の底質を除く）は、年間平均値とする。

4.2.7.7 水質汚濁防止法に係る排水基準、区域及び指定地域

調査区域では、「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号）第3条第1項の規定により、特定事業場から公共用水域への排水に対して一律排水基準が定められています。また、千葉県では、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」により、公共用水域のうち、その自然的社会的条件から判断して、一律排水基準によっては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる水域で、排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準（以下、「上乘せ排水基準」といいます）を定めています。

一律排水基準を表 4.2-45 に、上乘せ排水基準を表 4.2-46～表 4.2-51 に示します。

表 4.2-45(1) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（有害物質の排水基準）

項目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L
シアン化合物	1mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	0.1mg Pb/L
六価クロム化合物	0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物	0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀及びその他の水銀化合物	0.005mg Hg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チラウム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの
	海域に排出されるもの
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの
	海域に排出されるもの
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量
1,4-ジオキサン	0.5mg/L

備考1「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）（<改正>平成30年8月28日号外環境省令第18号）

表 4.2-45(2) 水質汚濁防止法に基づく一律排水基準（生活環境項目の排水基準）

項 目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	水域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下
	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下
生物化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)

- 備考 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が 50m³ 以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が 1L につき 9,000mg を超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典「排水基準を定める省令」(昭和 46 年 6 月 21 日総理府令第 35 号)(<改正>平成 30 年 8 月 28 日号外環境省令第 18 号)

表 4.2-46 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(カドミウム及びその化合物その他に係る上乗せ排水基準)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第 1 に掲げる特定施設
- 2 平成 3 年 4 月 1 日現在の令第 3 条の 2 に定める指定地域特定施設
- 3 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項 目	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.01mg/L
シアン化合物	検出されないこと。
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）	検出されないこと。
鉛及びその化合物	0.1mg/L
六価クロム化合物	0.05mg/L
砒素及びその化合物	0.05mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと。
ふっ素及びその化合物	10mg/L

備考「検出されないこと。」とは、排水基準を定める省令第 2 条の規定により環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）

注）上表の項目は、「水質汚濁防止法のとびき」（平成 31 年 3 月千葉県環境生活部水質保全課）によると、排水量、水域を問わずに適用される。

表 4.2-47(1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（第1種水域に係る上乗せ排水基準）

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成24年5月25日現在の令別表第1に掲げる特定施設（同表第1号の2に掲げる特定施設を除く。）
- 2 平成3年4月1日現在の令第3条の2に定める指定地域特定施設
- 3 平成2年8月22日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第5条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設		許容限度			
			既設の特定事業場	新設の特定事業場		
水素イオン濃度	全業種（畜産関係排出水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	5.0以上9.0以下			
		海域以外に排出されるもの	5.8以上8.6以下			
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が500m ³ 未満のもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	25	25	
		排水量が500m ³ 以上のもの	80			
	動物系飼料等製造業	80		10		
	天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業	70		70		
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業、飲食店、病院施設及びみなし病院施設	排水量が500m ³ 未満のもの	60		20	
		排水量が500m ³ 以上のもの	60		10	
	指定浄化槽	60		20		
	みなし浄化槽	60		10		
	し尿処理施設		処理対象人員が501人から2,000人までのもの	旧条例における新設の特定事業場に係る基準の適用を受けていたもの	30	10
				60		
			処理対象人員が2,001人以上のもの	30		
	浄水施設	20		10		
	水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設	30		10		
	ごみ焼却施設及び産業廃棄物処理施設	排水量が500m ³ 未満のもの	25		20	
		排水量が500m ³ 以上のもの	25		10	
下水道終末処理施設	20		20			
その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）	排水量が500m ³ 未満のもの	25		20		
	排水量が500m ³ 以上のもの	25		10		

備考 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水水1Lにつきmgとする。ただし、大腸菌群数については、排水水1cm³につき個とする。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月25日条例第50号）

（＜改正＞平成28年10月25日条例第54号）

注）上表の上乗せ基準は、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月25日条例第50号）（＜改正＞平成28年10月25日条例第54号）の第6条によると、日平均排水量30m³以上の特定事業場について適用される。

表 4.2-47(2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（第1種水域に係る上乗せ排水基準）

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成24年5月25日現在の令別表第1に掲げる特定施設（同表第1号の2に掲げる特定施設を除く。）
- 2 平成3年4月1日現在の令第3条の2に定める指定地域特定施設
- 3 平成2年8月22日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第5条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設		許容限度		
			既設の特定事業場	新設の特定事業場	
浮遊物質質量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	70	70	
		排水量が 500m ³ 以上のもの	50	20	
	天然ガス鉱業及び天然ガスクミ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業		90	90	
	指定浄化槽		110	50	
	みなし浄化槽		110	20	
	し尿処理施設	処理対象人員が 501 人 から 2,000 人までのもの	旧 条 例 に お け る 新 設 の 特 定 事 業 場 に 係 る 基 準 の 適 用 を 受 け て い た も の	70	20
			110		
		処理対象人員が 2,000 人以上のもの	旧 条 例 に お け る 新 設 の 特 定 事 業 場 に 係 る 基 準 の 適 用 を 受 け て い た も の	70	
			80		
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		50	20	
	下水道終末処理施設		70	70	
	その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）	排水量が 500m ³ 未満のもの	70	40	
排水量が 500m ³ 以上のもの		50	20		
ノルマルヘキササン抽出物質含有量（鉱油類）	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		3	2	
	その他の業種又は施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	3	3	
		排水量が 500m ³ 以上のもの		2	
ノルマルヘキササン抽出物質含有量（動植物油脂類）	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	30	30	
		排水量が 500m ³ 以上のもの	10	3	
	動物系飼料等製造業		30	3	
	指定浄化槽		20	20	
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		10	3	
	下水道終末処理施設		30	30	
	その他の業種又は施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	15	5	
排水量が 500m ³ 以上のもの		10	3		

備考 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水水 1L につき mg とする。ただし、大腸菌群数については、排水水 1cm³ につき個とする。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）

注）上表の上乗せ基準は、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）の第 6 条によると、日平均排水量 30m³ 以上の特定事業場について適用される。

表 4.2-47(3) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準（第1種水域に係る上乗せ排水基準）

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成24年5月25日現在の令別表第1に掲げる特定施設（同表第1号の2に掲げる特定施設を除く。）
- 2 平成3年4月1日現在の令第3条の2に定める指定地域特定施設
- 3 平成2年8月22日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第5条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設	許容限度		
		既設の特定事業場	新設の特定事業場	
フェノール類含有量	全業種	0.5	0.5	
亜鉛含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設	3	1	
	その他の業種又は施設	排水量が500m ³ 未満のもの	5	1
		排水量が500m ³ 以上のもの	3	
浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	1	1		
その他の業種又は施設	排水量が500m ³ 未満のもの	3	1	
	排水量が500m ³ 以上のもの	1		
溶解性鉄含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設	5	1	
	その他の業種又は施設	排水量が500m ³ 未満のもの	10	5
		排水量が500m ³ 以上のもの	5	1
溶解性マンガン含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	5	1	
	その他の業種又は施設	排水量が500m ³ 未満のもの	10	5
		排水量が500m ³ 以上のもの	5	1
クロム含有量	浄水施設、水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設並びに下水道終末処理施設	1	0.5	
	その他の業種又は施設	排水量が500m ³ 未満のもの	2	0.5
		排水量が500m ³ 以上のもの	1	
大腸菌群数	全業種	3,000	3,000	

備考1 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水1Lにつきmgとする。ただし、大腸菌群数については、排水1cm³につき個とする。

- 2 「食料品製造業」とは令別表第1第2号から第10号まで及び第13号から第18号の2までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第63号の2に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第11号に掲げる業種をいい、「天然ガス鉱業及び天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料とする無機化学工業製品製造業」とは天然ガスに係る同表第1号に掲げる鉱業及び同表第27号に掲げる無機化学工業製品製造業であつて、天然ガスクみ上げに付随する塩水を原料として沃（よう）素を製造するものをいい、「浄水施設」とは同表第64号の2に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第66号の3に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第66号の4に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第66号の5に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第66号の6から第66号の8までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第68号の2に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第1号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「指定浄化槽」とは令第3条の2に定める指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第5条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは令別表第1第69号の2及び第69号の3に掲げる特定施設をいい、「ごみ焼却施設」とは同表第71号の3に掲げる特定施設をいい、「産業廃棄物処理施設」とは同表第71号の4に掲げる特定施設をいう。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月25日条例第50号）

（＜改正＞平成28年10月25日条例第54号）

注）上表の上乗せ基準は、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月25日条例第50号）

（＜改正＞平成28年10月25日条例第54号）の第6条によると、日平均排水量30m³以上の特定事業場について適用される。

表 4.2-48 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(水素イオン濃度その他に係る上乗せ排水基準)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 令別表第1第1号の2に掲げる特定施設
- 2 令別表第1第74号に掲げる特定施設（特定施設（同表第1号の2に掲げる特定施設を除く。）に係る汚水等を処理するものを除く。以下「畜産関係排水処理施設」という。）

項 目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域に排出されるもの	5.0以上9.0以下
	海域以外に排出されるもの	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量 及び化学的酸素要求量	排水量が15m ³ 未満のもの	300
	排水量が15m ³ 以上のもの	120
浮遊物質		150

備考 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水1Lにつきmgとする。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和50年12月25日条例第50号）

（＜改正＞平成28年10月25日条例第54号）

表 4.2-49 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準：特定事業場)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第 1 に掲げる特定施設

2 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設	許容限度			
		平成 5 年 12 月 1 日 前に特定施設を設 置し、又は特定施 設の設置の工事に 着手した特定事業 場	平成 5 年 12 月 1 日以降特定事 業場となったもの		
窒 素 含 有 量	畜産関係特定施設	排水量が 15m ³ 未満のもの	120	40	
		排水量が 15m ³ 以上のもの	40	30	
	食料品製造業、皮革製造 業、死亡獣畜取扱業と畜 業及び洗びん施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	30	20	
		排水量が 500m ³ 以上のもの	20	10	
	旅館業、共同調理場、弁 当仕出屋、弁当製造業、 飲食店	排水量が 500m ³ 未満のもの	30	20	
		排水量が 500m ³ 以上のもの	20	10	
	病院施設		30	10	
	みなし病院施設		30	15	
	みなし浄化槽		70	平成 5 年 12 月 1 日以降平 成 11 年 4 月 1 日前に特定 施設を設置し、又は特定 施設の設置の工事に着手 した特定事業場	30
				平成 11 年 4 月 1 日以降特 定事業場となったもの	20
	し尿処理施設		50	20	
	下水道終末処理施設		30	20	
その他の業種 又は施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	30	15		
	排水量が 500m ³ 以上のもの	20	10		
燐 含 有 量	畜産関係特定施設	排水量が 15m ³ 未満のもの	16	5	
		排水量が 15m ³ 以上のもの	6	4	
	食料品製造業、皮革製造 業、死亡獣畜取扱業と畜 業及び洗びん施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	6	1	
		排水量が 500m ³ 以上のもの	4	0.5	
	旅館業、共同調理場、弁 当仕出屋、弁当製造業、 飲食店	排水量が 500m ³ 未満のもの	4	2	
		排水量が 500m ³ 以上のもの	3	1	
	病院施設		4	1	
	みなし病院施設		6	2	
	みなし浄化槽		7	平成 5 年 12 月 1 日以降平 成 11 年 4 月 1 日前に特定 施設を設置し、又は特定 施設の設置の工事に着手 した特定事業場	4
				平成 11 年 4 月 1 日以降特 定事業場となったもの	2
	し尿処理施設		6	2	
	下水道終末処理施設		4	2	
その他の業種又は施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	4	1		
	排水量が 500m ³ 以上のもの	3	0.5		

備考 許容限度の単位は、排水水 1L につき mg とする。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（改正）平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）

注）上表の上乗せ基準は、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（改正）平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）の第 7 条の 2 によると、畜産関係特定施設を有する特定事業場及び日平均排水量が 30m³以上の特定事業場（畜産関係特定施設を有する特定事業場を除く）について、また第 7 条の 3 によると、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用される。

表 4.2-50(1) 水質汚濁防止法に基づく上乘せ排水基準

(生活環境項目に係る上乘せ排水基準：特定事業場)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第 1 に掲げる特定施設（同表第 1 号の 2 に掲げる特定施設を除く。）

2 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設	許容限度		
		平成 11 年 4 月 1 日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となったもの	
水素イオン濃度	全業種（畜産関係排出水処理施設を除く。）	海域に排出されるもの	5.0 以上 9.0 以下	5.0 以上 9.0 以下
		海域以外に排出されるもの	5.8 以上 8.6 以下	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		100	40
	動物系飼料等製造業		100	15
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業飲食店、病院施設及びみなし病院施設		80	30
	し尿処理施設及びみなし浄化槽		60	10
	浄水施設		30	15
	水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		40	15
	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）		40	30
浮遊物質質量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設		90	90
	病院施設及びみなし病院施設		100	60
	し尿処理施設及びみなし浄化槽		110	20
	浄水施設並びに水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設		70	30
	その他の業種又は施設（畜産関係排出水処理施設を除く。）		90	60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類）	全業種		5	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類）	全業種		30	30
フェノール類含有量	全業種		5	5
亜鉛含有量	全業種		5	5
銅含有量	全業種		3	3
溶解性鉄含有量	全業種		10	10
溶解性マンガン含有量	全業種		10	10
クロム含有量	全業種		2	2
大腸菌群数	全業種		3,000	3,000

備考 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水 1L につき mg とする。ただし、大腸菌群数については、排水 1cm³ につき個とする。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）

注）上表の上乗せ基準は、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）の第 7 条の 2 によると、日平均排水量が 10m³ 以上 30m³ 未満の特定事業場について、また第 7 条の 3 によると、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用される。

表 4.2-50(2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(生活環境項目に係る上乗せ排水基準：特定事業場)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第 1 に掲げる特定施設（同表第 1 号の 2 に掲げる特定施設を除く。）
- 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設	許容限度		
		平成 11 年 4 月 1 日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となったもの	
窒素含有量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	50	30	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	60	30	
	病院施設	50	15	
	みなし病院施設	50	25	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	70	30
		し尿等のみを処理するもの	120	
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外のもの	50	20
し尿等のみを処理するもの		120		
その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）		50	25	
りん含有量	食料品製造業、皮革製造業、死亡獣畜取扱業、と畜業及び洗びん施設	9	2	
	旅館業、共同調理場、弁当仕出屋、弁当製造業及び飲食店	10	5	
	病院施設	6	2	
	みなし病院施設	9	3	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	7	4
		し尿等のみを処理するもの	16	
	し尿処理施設	し尿等のみを処理するもの以外のもの	6	2
し尿等のみを処理するもの		16		
その他の業種又は施設（畜産関係排水処理施設を除く。）		6	2	

備考 1 許容限度の単位（水素イオン濃度を除く。）は、排水 1L につき mg とする。ただし、大腸菌群数については、排水 1cm³ につき個とする。

- 「食料品製造業」とは令別表第 1 第 2 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 18 号の 2 までに掲げる業種をいい、「洗びん施設」とは同表第 63 号の 2 に掲げる特定施設をいい、「動物系飼料等製造業」とは同表第 11 号に掲げる業種をいい、「浄水施設」とは同表第 64 号の 2 に掲げる特定施設をいい、「旅館業」とは同表第 66 号の 3 に掲げる業種をいい、「共同調理場」とは同表第 66 号の 4 に掲げる特定施設をいい、「弁当仕出屋」及び「弁当製造業」とは同表第 66 号の 5 に掲げる特定施設をいい、「飲食店」とは同表第 66 号の 6 から第 66 号の 8 までに掲げる特定施設をいい、「病院施設」とは同表第 68 号の 2 に掲げる特定施設をいい、「みなし病院施設」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条第 1 号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「みなし浄化槽」とは同条第 2 号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「水産物中央卸売市場及び水産物地方卸売市場に係る施設」とは同表第 69 号の 2 及び第 69 号の 3 に掲げる特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいう。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）

注）上表の上乗せ基準は、「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）の第 7 条の 2 によると、日平均排水量が 10m³ 以上 30m³ 未満の特定事業場について、また第 7 条の 3 によると、印旛沼及び手賀沼並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限り適用される。

表 4.2-51(1) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準：特定事業場)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第 1 に掲げる特定施設
- 2 平成 3 年 4 月 1 日現在の令第 3 条の 2 に定める指定地域特定施設
- 3 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設		許容限度	
			平成 11 年 4 月 1 日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となったもの
窒素含有量	畜産関係特定施設		120	120
	食料品製造業	排水量が 500m ³ 未満のもの	40	25
		排水量が 500m ³ 以上のもの	20	20
	化学工業	排水量が 500m ³ 未満のもの	30	16
		排水量が 500m ³ 以上のもの	20	16
	鉄鋼業	排水量が 500m ³ 未満のもの	30	16
		排水量が 500m ³ 以上のもの	20	16
	金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び電気めつき施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	40	25
		排水量が 500m ³ 以上のもの	30	20
	その他の製造業及び全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	40	20
		排水量が 500m ³ 以上のもの	20	16
	指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	70	20
		し尿等のみを処理するもの	120	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	70	20
		し尿等のみを処理するもの	120	
し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの		20	20
	し尿浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	50	
		し尿等のみを処理するもの	120	
下水道終末処理施設		30	20	
その他の業種又は施設		50	30	

備考 1 許容限度の単位は、排水 1L につき mg とする。

- 2 「食料品製造業」とは令別表第 1 第 2 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 18 号の 2 までに掲げる業種をいい、「化学工業」とは同表第 24 号から第 50 号までに掲げる業種をいい、「鉄鋼業」とは同表第 61 号に掲げる業種をいい、「金属製品製造業」とは同表第 63 号に掲げる業種をいい、「その他の製造業」とは同表第 11 号、第 12 号、第 18 号の 3、第 19 号から第 23 号の 2 まで、第 51 号から第 58 号まで、第 62 号、第 64 号、第 66 号の 2、第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる業種又は特定施設をいい、「全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設」とは同表第 74 号に掲げる特定施設（食料品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業又はその他の製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）をいい、「指定浄化槽」とは令第 3 条の 2 に定める指定地域特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業に係る施設及び健康増進法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条第 2 号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第 2 条第 1 号に規定するものをいう。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）

表 4.2-51(2) 水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準

(窒素含有量及びりん含有量に係る上乗せ排水基準：特定事業場)

この表の適用を受ける特定施設は、次に掲げる施設とする。

- 1 平成 24 年 5 月 25 日現在の令別表第 1 に掲げる特定施設
- 2 平成 3 年 4 月 1 日現在の令第 3 条の 2 に定める指定地域特定施設
- 3 平成 2 年 9 月 22 日現在の湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条各号に掲げるみなし指定地域特定施設

項目	業種又は施設	許容限度		
		平成 11 年 4 月 1 日前に特定施設を設置し、又は特定施設の設置の工事に着手した特定事業場	平成 11 年 4 月 1 日以降特定事業場となったもの	
りん含有量	畜産関係特定施設	16	16	
	食料品製造業	排水量が 500m ³ 未満のもの	6	3
		排水量が 500m ³ 以上のもの	4	2
	化学工業	排水量が 500m ³ 未満のもの	4	2
		排水量が 500m ³ 以上のもの	2	1
	鉄鋼業	排水量が 500m ³ 未満のもの	4	1.5
		排水量が 500m ³ 以上のもの	2	1
	金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び電気めつき施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	4	1.5
		排水量が 500m ³ 以上のもの	2	1
	その他の製造業及び全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設	排水量が 500m ³ 未満のもの	4	2
		排水量が 500m ³ 以上のもの	2	1
	指定浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	7	2
		し尿等のみを処理するもの	16	
	みなし浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	7	2
		し尿等のみを処理するもの	16	
し尿処理施設	し尿浄化槽以外のもの	2	2	
	し尿浄化槽	し尿等のみを処理するもの以外のもの	6	2
		し尿等のみを処理するもの	16	
下水道終末処理施設		4	1	
その他の業種又は施設		6	4	

備考 1 許容限度の単位は、排水 1L につき mg とする。

- 2 「食料品製造業」とは令別表第 1 第 2 号から第 10 号まで及び第 13 号から第 18 号の 2 までに掲げる業種をいい、「化学工業」とは同表第 24 号から第 50 号までに掲げる業種をいい、「鉄鋼業」とは同表第 61 号に掲げる業種をいい、「金属製品製造業」とは同表第 63 号に掲げる業種をいい、「その他の製造業」とは同表第 11 号、第 12 号、第 18 号の 3、第 19 号から第 23 号の 2 まで、第 51 号から第 58 号まで、第 62 号、第 64 号、第 66 号の 2、第 71 号の 5 及び第 71 号の 6 に掲げる業種又は特定施設をいい、「全製造業に係る特定事業場から排出される水の処理施設」とは同表第 74 号に掲げる特定施設（食料品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業又はその他の製造業に係る特定事業場から排出される水を処理するものに限る。）をいい、「指定浄化槽」とは令第 3 条の 2 に定める指定地域特定施設をいい、「し尿等のみを処理するもの」とはし尿のみを処理するもの及びし尿と併せて雑排水（住宅、共同住宅並びに食品衛生法施行令第 35 条第 1 号に掲げる飲食店営業に係る施設及び健康増進法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設から排出される雑排水を除く。）を処理するものをいい、「みなし浄化槽」とは湖沼水質保全特別措置法施行令第 5 条第 2 号に掲げるみなし指定地域特定施設をいい、「し尿浄化槽」とは浄化槽法第 2 条第 1 号に規定するものをいう。

出典：「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（昭和 50 年 12 月 25 日条例第 50 号）

（＜改正＞平成 28 年 10 月 25 日条例第 54 号）

また、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)第4条の5第1項の規定により、指定地域内事業場に対して排出水の汚濁負荷量の総量について規制基準が定められています。

指定地域は、図4.2-14に示すとおり、調査区域では、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市の一部が該当します。



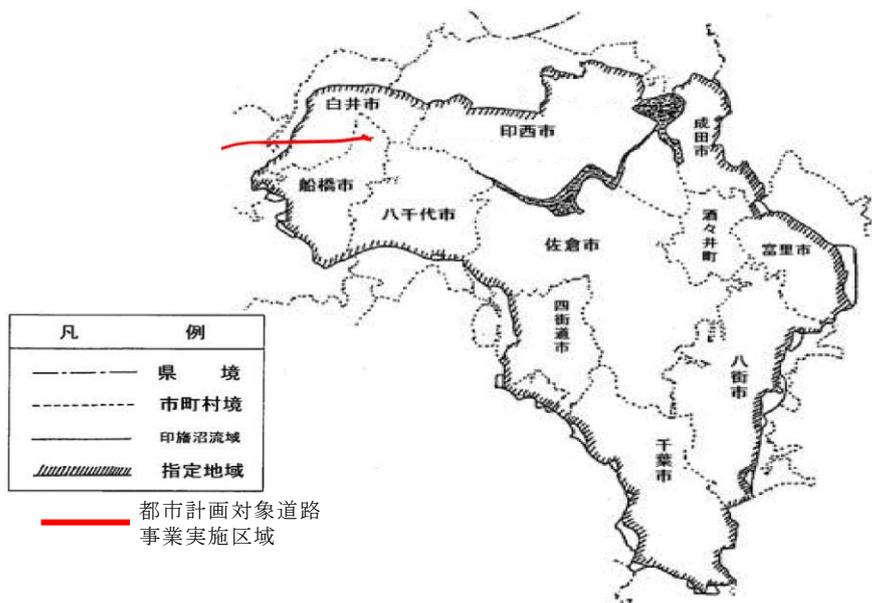
出典：「水質汚濁防止法のとびき」(平成31年3月 千葉県環境生活部水質保全課)

図 4.2-14 水質汚濁防止法に規定する指定地域図

4.2.7.8 湖沼水質保全特別措置法に係る指定地域

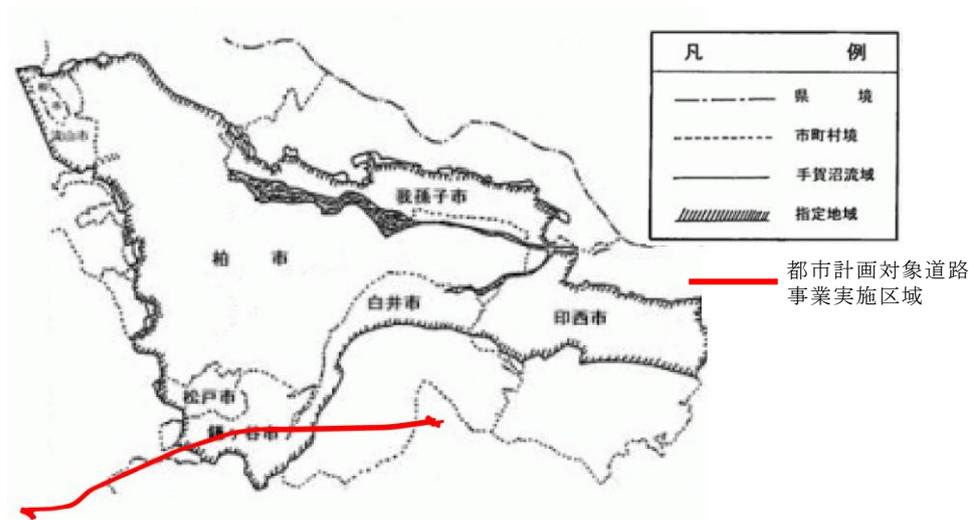
「湖沼水質保全特別措置法」(昭和59年7月27日法律第61号)第7条第1項の規定に基づき、千葉県では指定地域に対して規制基準(化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量で表示した汚濁負荷量に係る規制基準)を定めています。指定地域は、図4.2-15に示すとおり、調査区域では、船橋市、松戸市、柏市、八千代市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市の一部が該当します。

なお、印旛沼及び手賀沼は、昭和60年12月に湖沼水質保全特別措置法に基づき指定湖沼の指定を受けており、平成29年3月に「印旛沼に係る湖沼水質保全計画(第7期)」及び「手賀沼に係る湖沼水質保全計画(第7期)」を策定し、総合的な水質保全対策の推進が図られています。それら計画において、流出対策(市街地対策)の一環として「透水性舗装の整備」や「路面・側溝清掃」が挙げられています。



出典：「水質汚濁防止法のとびき」(平成31年3月 千葉県環境生活部水質保全課)

図4.2-15(1) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域図(印旛沼に係る指定地域)



出典：「水質汚濁防止法のとびき」(平成31年3月 千葉県環境生活部水質保全課)

図4.2-15(2) 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定地域図(手賀沼に係る指定地域)

4.2.7.9 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第19号)第16条第1項に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められています。

地下水の水質汚濁に係る環境基準を表 4.2-52 に示します。

表 4.2-52 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
セレン	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
ふっ素	0.8mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

- 備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、規格等により定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと日本工業規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環境庁告示第10号)

(<改正>平成31年3月20日環境庁告示第54号)

4.2.7.10 土壌の汚染に係る環境基準等

1) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第19号)第16条第1項に基づく土壌の汚染に係る環境基準を、表4.2-53に示します。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)第7条第1項に基づく土壌のダイオキシン類に係る環境基準を、表4.2-54に示します。

表 4.2-53 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサ	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀及びセレンに係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg 及び 0.01mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3 「検液中に検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環境庁告示第46号)

(<改定>平成30年9月18日環境庁告示第77号)

表 4.2-54 ダイオキシン類に係る環境基準(土壌)

媒体	基準値	備考
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	<ul style="list-style-type: none"> ・基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 ・環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)(<改正>平成21年3月31日環境庁告示第11号)

2) 要措置区域の指定の状況

「土壤汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)第6条第1項では、特定有害物質の汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域を要措置区域として、都道府県知事が指定するとしています。調査区域には、表4.1-18及び図4.1-19に示したとおり、千葉県知事が指定した要措置区域が存在します。

4.2.7.11 沿道整備道路の指定の状況

「幹線道路の沿道の整備に関する法律」(昭和55年5月1日法律34号)では、道路交通騒音による障害の防止と沿道の適正な土地利用の促進を図るために、沿道整備道路を指定しています。調査区域には、沿道整備道路は存在しません。

4.2.7.12 世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域の状況

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月28日条約第7号)では、文化遺産又は自然遺産の一部を構成する物件であって、顕著な普遍的価値を有すると認められるものの一覧表を公表することが定められています。調査区域には、世界遺産一覧表に記載された文化遺産及び自然遺産の区域は存在しません。

4.2.7.13 国際的に重要な湿地の指定の状況

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」(昭和55年9月22日条約28号)では、湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進するために、国際的に重要な湿地を指定しています。調査区域には、同条約により指定された湿地は存在しません。

日本では、ラムサール条約登録に向けた礎とすることや生物多様性の観点から重要な湿地を保全することを目的に「日本の重要湿地500」が平成13年に選定・公表され、平成26年度に見直しが行われました。調査区域にある重要湿地の選定地を表4.2-55及び図4.1-27に示します。

表 4.2-55 重要湿地の選定地

市名	番号	湿地名	生物分類群	選定理由
市川市	1	じゅん菜池	淡水藻類	イノカシラフラスコモの生息地。
			昆虫類	貴重な種を含むトンボ類が豊富に見られる。
	2	市川市大町周辺の谷津田	淡水魚類	スナヤツメ、ホトケドジョウなどの生息地。

出典：「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」(令和元年6月閲覧 環境省自然環境局自然環境計画課)

4.2.7.14 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域の指定の状況

「自然公園法」(昭和32年6月1日法律161号)では、国民の保健等に役立てるとともに、生物多様性の確保に寄与するために、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園の区域を指定しています。調査区域には、「自然公園法」及び「千葉県自然公園条例」で定められた自然公園は存在しません。

4.2.7.15 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定の状況

「自然環境保全法」(昭和47年6月22日法律85号)では、自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域を指定しています。

調査区域には、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は存在しません。

4.2.7.16 都道府県自然環境保全地域等の指定の状況

千葉県では、「千葉県自然環境保全条例」(昭和48年4月1日条例第1号)に基づき、優れた自然環境及び身近にある貴重な自然環境を将来に継承していくために、自然環境保全地域、郷土環境保全地域及び緑地環境保全地域の地域指定を行っています。

調査区域には、表4.2-56及び図4.2-16に示すとおり、船橋市の「八王子神社の森郷土環境保全地域」が郷土環境保全地域に指定されています。

表 4.2-56 郷土環境保全地域の指定の状況

地域名	所在地	面積 (ha)	指定年月日	地域の内容
八王子神社の森 郷土環境保全地域	船橋市古和釜	1.08	平成6年3月8日	スギ・ヒノキ・サワラなどの人工林に、モミ・スダジイ・アカガシ・コナラ・アカシデなどの大径木が混在し、良好な自然環境を形成している。

出典：「自然環境保全地域の指定状況」(平成31年4月1日現在 千葉県環境生活部自然保護課)

4.2.7.17 首都圏近郊緑地保全区域の指定の状況

「首都圏近郊緑地法」(昭和41年6月30日法律第101号)では、首都圏近郊整備地帯において、良好な自然環境と相当規模の広さを有している緑地を保全するために、首都圏近郊緑地保全区域を指定しています。

調査区域には、首都圏近郊緑地保全区域は存在しません。

4.2.7.18 自然海浜保全地区の指定の状況

「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月2日法律第110号)では、瀬戸内海の環境の保全を図るために、自然海浜保全地区を指定しています。

調査区域が位置する千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。

4.2.7.19 近畿圏近郊緑地保全区域の指定の状況

「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」(昭和42年7月31日法律第103号)では、近郊緑地のうち住民の健康の増進や公害等の防止の効果が著しい区域を近郊緑地保全区域として指定しています。

調査区域が位置する千葉県は、同法に係る関係自治体ではありません。



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 郷土環境保全地域

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。
 出典：「自然環境保全地域の指定状況」（平成31年4月1日現在 千葉県環境生活部自然保護課）

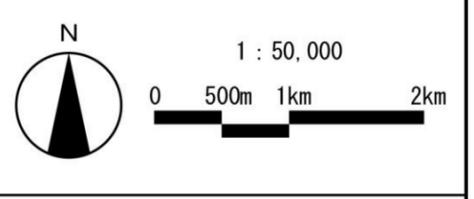


図 4.2-16 郷土環境保全地域位置図

4.2.7.20 特別緑地保全地区の指定の状況

「都市緑地保全法」(昭和48年9月1日法律第72号)に基づく「特別緑地保全地区制度」として、都市に残された緑地を保全するために、特別緑地保全地区が指定されています。

調査区域では、表4.2-57及び図4.2-17に示すとおり、松戸市の栗山特別緑地保全地区(2.0ha)、矢切特別緑地保全地区(1.9ha)等が指定されています。

表 4.2-57 特別緑地保全地区の指定の状況

市名	番号	名称	位置	面積 (ha)	指定年月日
市川市	1	平田特別緑地保全地区	市川市平田2丁目の一部の区域	0.7	昭和56年3月20日
	2	子の神特別緑地保全地区	市川市北方3丁目の一部の区域	0.7	昭和56年3月20日
	3	宮久保特別緑地保全地区	市川市宮久保4丁目の一部の区域	0.6	昭和56年3月20日
松戸市	4	栗山特別緑地保全地区	松戸市栗山の一部の区域	2.0	平成20年3月21日
	5	矢切特別緑地保全地区	松戸市上矢切、中矢切及び下矢切の各一部の区域	0.8	平成23年3月15日
				0.5	平成26年2月25日
			0.6	平成28年9月27日	
柏市	6	高柳特別緑地保全地区	高柳字蟹打及び南の各一部の区域	0.8	平成29年3月24日

出典：「平成30年版 千葉県環境白書」(平成31年3月 千葉県環境生活部環境政策課)
「特別緑地保全地区」(平成31年3月31日現在 千葉県県土整備部公園緑地課)

4.2.7.21 保安林の指定の状況

「森林法」(昭和26年6月26日法律第249号)では、森林の持つ水源かん養、災害の防備、生活環境の保全、保健休養の場の提供等の機能を高度に発揮させることを目的に、保安林を指定しています。

調査区域には保安林は存在しません。

4.2.7.22 風致地区の指定の状況

「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)では、都市における風致及び景観の維持を目的に、風致地区を指定しています。

調査区域では、表4.2-58及び図4.2-18に示すとおり、市川市の梨風苑(7.0ha)、国府台(596.0ha)等が指定されています。

表 4.2-58 風致地区の指定の状況

市名	番号	風致地区	面積 (ha)	指定年月日	最終指定年月日
市川市	1	梨風苑	7.0	昭和48年12月28日	—
	2	八幡	54.0	昭和13年10月28日	昭和48年12月28日
	3	法華経寺	60.0	昭和13年10月28日	昭和48年12月28日
	4	国府台	596.0	昭和13年10月28日	昭和48年12月28日
	5	大町	52.0	昭和48年12月28日	—
船橋市	6	中山競馬場	89.1	昭和13年10月22日	昭和44年4月9日
	7	法典	107.2	昭和13年10月22日	昭和60年11月8日
	8	滝不動	217.0	昭和13年10月22日	昭和48年2月27日

出典：「平成30年版 千葉県環境白書」(平成31年3月 千葉県環境生活部環境政策課)
「風致地区一覧」(平成29年6月現在 千葉県県土整備部公園緑地課)

4.2.7.23 保護林の区域の指定の状況

「保護林の再編・拡充について」（平成元年林野庁通達）では、自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護等を目的に、原生的な天然林などを保護林として指定しています。調査区域には保護林の区域は存在しません。



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 特別緑地保全地区

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部(平成17年8月24日)・佐倉(平成10年9月1日)」を使用したものである。

出典:「平成30年版 千葉県環境白書」(平成31年3月 千葉県環境生活部環境政策課)
「特別緑地保全地区」(平成31年3月31日現在 千葉県県土整備部公園緑地課)

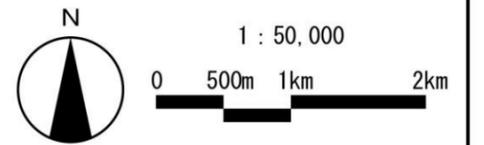


図 4.2-17 特別緑地保全地区位置図



凡例

都市計画対象道路事業実施区域

風致地区

都県界

市区界

この地図は、国土地理院発行の「1：50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。

出典：「平成30年版 千葉県環境白書」（平成31年3月 千葉県環境生活部環境政策課）
 「風致地区一覧」（平成29年6月現在 千葉県県土整備部公園緑地課）



1：50,000

0 500m 1km 2km

図 4.2-18 風致地区位置図

4.2.7.24 樹木・樹林の保存の状況

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」(昭和 37 年 5 月 18 日法律第 142 号)では、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与させるために、一定の基準に該当する樹木、樹林を保存樹、保存樹林としています。

調査区域の樹木・樹林の保存に係る事業内容を表 4.2-59 に示します。

表 4.2-59 樹木・樹林の保存に係る事業内容

市名	事業名称	事業内容
市川市	緑地等保全事業	「市川市緑化対策事業補助金交付規則」を「市川市緑地等保全事業補助金交付規則」に改称し、平成 26 年 4 月 1 日に施行。緑地等保全事業に協力する者に補助金を交付する。 ＜平成 29 年度実績＞交付対象面積 38.8ha 補償額 11,336 千円
	協定樹木管理事業	「市川市巨木等の保存等に係る協定に関する要綱」の規定に基づき、締結された保存樹木の 3 年に一度の剪定等(費用の 1/2、上限 3 万円)に対する協定者への補助。 ＜平成 29 年度実績＞交付対象樹木数 175 本
船橋市	指定樹木等助成制度	支給基準 樹木 30 円/㎡、樹木 5,000 円/本 生垣 100 円/m ※市街化調整区域内は半額。※樹木については固定資産税、都市計画税相当額を加算。 昭和 48 年 9 月 29 日制定 ＜平成 29 年度＞支給総額 20,981 千円
松戸市	松戸市緑の条例に伴う緑地保全事業	都市の自然環境を良好に保全するために、条例の基準に該当する樹林および樹木を指定し、助成する制度。 ・保全樹林地区 20 円/㎡・年 ・特別保全樹林地区 30 円/㎡・年 ・保護樹木 2,000 円/本・年 ＜平成 29 年度実績＞総支給額 13,743,293 円
柏市	柏市緑を守り育てる条例及び施行規則、要綱	(1)固定資産税・都市計画税の免除 (2)指定の基準 保護地区(700㎡以上の山林)、保護樹林(高さ 12m 以上、幹周り 1m 以上)
八千代市	環境保全林保存樹林	・市街化区域内の樹林、寺社の樹林 500㎡以上を有するもの。9ヶ所 29,672㎡指定(平成 30 年 3 月 31 日) ・保全林以外の樹林で幹周り 1.2m 以上高さ 10m 以上であり、樹容美観に優れていること。38ヶ所 78 本指定(平成 30 年 3 月 31 日) ・緑化推進事業助成金(保全林 30 円/㎡、保存樹木 3,000 円/本) ＜平成 29 年度実績＞支給総額 1,124,160 円
鎌ヶ谷市	保全林助成金 保存樹木助成金 ふれあいの森助成金	・保全林助成金：面積×30 円(年額) 指定箇所：12 箇所(39,110㎡) 総支給額：1,191,255 円 ・保存樹木助成金：1 本あたり 1,500 円(年額) 指定本数：12 本 総支給額：18,000 円 ・ふれあいの森助成金：面積×30 円+都市計画税+固定資産税(年額) 指定箇所：10 箇所(50,107㎡) 総支給額：2,910,005 円 (平成 30 年 3 月 31 日)
白井市	白井市緑地保全事業	生活環境に必要と認められる良好な緑地を保存するため、保全緑地として指定を受けている所有者に対し、固定資産税・都市計画税相当額を負担する。 特別保全緑地 総面積 47,897㎡
	文化財保存・周知事業	市指定文化財(天然記念物)として樹木を指定しており、所有者に対し報償金を交付。 樹木指定件数：2 件 10,000 円/件(年額)

出典：「平成30年版 千葉県環境白書」(平成31年3月 千葉県環境生活部環境政策課)

また、調査区域では、市川市、松戸市、八千代市、鎌ヶ谷市で条例等により保全林や保護樹木が指定されています。

保存樹木・樹林の一覧を表 4.2-60 に、その位置を図 4.2-19 に示します。

表 4.2-60 保存樹木・樹林一覧

市名	番号	保存樹木・樹林	所在地
市川市	1	クスノキ 8 本	真間山緑地隣接地
	2	ヒマラヤスギ 1 本	
	3	タブノキ 1 本	
	4	保存樹林 (4 箇所 約 1.81ha)	梨風東緑地 (0.67ha)
	5		曾谷緑地等 (0.24ha)
	6		大野第 2 緑地隣接地 (0.30ha)
	7		大町公園隣接地 (0.59ha)
松戸市	—	保全樹林地区 446,222m ² 特別保全樹林地区 151,707m ² 保護樹木 134 本	—注)
八千代市	8	サワラ	麦丸字本郷 1336 (日枝神社)
	9	コブシ	
	10	スダジイ	吉橋字八幡前 1195 (八幡神社)
	11	スダジイ	
	12	スダジイ	
	13	スギ	桑橋字宮内 910-2 (熊野神社)
	14	スギ	
	15	アカガシ	
	16	アカガシ	
	17	スダジイ	
	18	スダジイ	
	19	スダジイ	桑納字稲荷台 310-2 (薬師堂)
	20	イチョウ	
	21	エノキ	
	22	イヌシデ	
	23	ツバキ	桑納字丸畑 98 (妙見神社)
	24	イチョウ	
	25	モミノキ	
	26	スダジイ	吉橋字前畑 2738
	27	オオムラサキツツジ	吉橋字東向 2676
	28	ウメ	桑橋字本郷台 780-1
29	ホソバタイサンボク	萱田町字南側 1069	
鎌ヶ谷市	30	チャボヒバ	南佐津間 (宝泉院)
	31	アカガシ	鎌ヶ谷 (八幡神社)
	32	クスノキ	鎌ヶ谷 (延命寺)
	33	スダジイ	道野辺 (根頭神社)
	34	アカガシ	
	35	ヤマザクラ	
	36	モチノキ	中沢 (八幡春日神社)
	37	ヤブツバキ	
	38	ムクノキ	
	39	スギ	
	40	イチョウ	中沢 (萬福寺)
	41	ヒヨクヒバ	

注) 松戸市の保存樹木等の所在地については、公表されていない。

出典: 「市川市みどりの基本計画第3次アクションプラン」(平成28年11月 市川市水と緑の部)

「助成制度(保護樹木・保全樹林地区・特別保全樹林地区)」(平成29年1月現在 松戸市ホームページ)

「保存樹木一覧表」(平成28年3月現在 八千代市ホームページ)

「保存樹木位置図」(鎌ヶ谷市ホームページ)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 保存樹木・樹林
- 都県界
- - - 市区界

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部(平成17年8月24日)・佐倉(平成10年9月1日)」を使用したものである。

出典:「市川市みどりの基本計画第3次アクションプラン」(平成28年11月 市川市水と緑の部)
 「助成制度(保護樹木・保全樹林地帯・特別保全樹林地帯)」(平成29年1月現在 松戸市ホームページ)
 「保存樹木一覧表」(平成28年3月現在 八千代市ホームページ)
 「保存樹木位置図」(鎌ヶ谷市ホームページ)

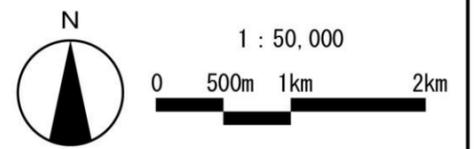


図 4.2-19 保存樹木・樹林位置図

4.2.7.25 生息地等保護区の指定の状況

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律75号)では、国内希少野生動植物種を保存するために、生息地等保護区を指定しています。

調査区域には生息地等保護区は存在しません。

4.2.7.26 鳥獣保護区等の指定の状況

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月12日法律88号)では、鳥獣の保護が特に必要である区域を鳥獣保護区等として指定しています。調査区域は、東葛飾・市川船橋浦安沖特定猟具使用禁止区域(銃器)等に属しています。

調査区域の鳥獣保護区等の指定の状況を表4.2-61及び図4.2-20に示します。

表 4.2-61 鳥獣保護区等の指定の状況

区分	番号	名称	所在地	面積 (ha)	期間
鳥獣保護区	1	船橋鳥獣保護区	船橋市	31.00	H30.11.1～ H40.10.31
特定猟具使用禁止区域 (銃器)	2	東葛飾・市川船橋浦安沖 特定猟具使用禁止区域	市川市、船橋市、松戸市、 野田市、習志野市、柏市、 流山市、我孫子市、鎌ヶ 谷市、浦安市、印西市	52,050.00	H29.11.1～ H39.10.31
	3	白井市特定猟具使用禁止 区域	白井市	2,409.00	H23.11.1～ H33.10.31
	4	印西特定特定猟具使用禁 止区域	印西市、白井市	4834.00	H24.11.1～ H34.10.31
	5	船橋カントリー倶楽部特 定猟具使用禁止区域	白井市	155.00	H25.11.1～ H35.10.31
	6	千葉特定猟具使用禁止区 域	千葉市、習志野市、八千 代市	27,480.00	H29.11.1～ H39.10.31
	7	白井市運動公園特定猟具 使用禁止区域(銃器)	白井市	78.00	H29.11.1～ H36.10.31

出典：「平成30年度千葉県鳥獣保護区等位置図(北部地区)」

(平成30年11月11日現在 千葉県環境生活部自然保護課)



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 鳥獣保護区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）

この地図は、国土地理院発行の「1：50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。

出典：「平成30年度千葉県鳥獣保護区等位置図（北部地区）」（平成31年11月1日現在 千葉県環境生活部自然保護課）

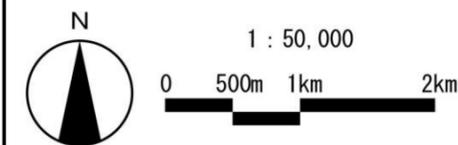


図 4.2-20 鳥獣保護区等位置図

4.2.7.27 文化財の状況

調査区域では、「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第214号)に基づく指定文化財が全部で76件(国指定文化財:9件、県指定文化財:4件、市指定文化財:63件)、国の登録有形文化財(建造物)が全部で6件存在しています。

調査区域には、「文化財保護法」の規定に基づく重要文化的景観は存在しません。

調査区域の指定文化財を表4.2-62に、国の登録有形文化財を表4.2-63に、これら文化財の位置を図4.2-21に示します。

また、調査区域には、図4.2-22に示すとおり数多くの周知の埋蔵文化財包蔵地が存在しています。

表 4.2-62(1) 指定文化財の状況

区分	指定区分	市名	番号	名称
● 史跡	国	市川市	1	堀之内貝塚
			2	曾谷貝塚
			3	姥山貝塚
			4	下総国分寺跡
			5	下総国分尼寺跡
		鎌ヶ谷市	6	下総小金中野牧跡(捕込)
			7	下総小金中野牧跡(野馬土手)
	県	市川市	8	須和田遺跡
		柏市	9	藤ヶ谷十三塚
		白井市	10	清戸の泉
	市	市川市	11	美濃輪台遺跡 B地点
			12	須和田遺跡
			13	下総総社跡
		船橋市	14	俳人斎藤その女の墓
			15	下野牧二和野馬土手
		松戸市	16	二十世紀梨誕生の地
			17	河原塚1号古墳
			18	河原塚4号古墳
			19	経世塚
		鎌ヶ谷市	20	牧士三橋家の墓地
			21	官軍兵士の墓
			22	牧士清田家の墓地
		印西市	23	駒形大明神
		24	武西の百庚申塚	
		白井市	25	中野牧野馬除土手
			26	みたらしの池
◆ 名勝	国	松戸市	27	旧徳川昭武庭園(戸定邸庭園)
■ 天然記念物	県	松戸市	28	浅間神社の極相林
	市川市	29	禅照庵マキ	
		30	伊弉諾神社ハリギリ	
		31	愛宕神社イチョウ	
		32	ヒメアカネ	
	鎌ヶ谷市	33	八幡・春日神社の森	
		34	キンモクセイ	
		35	根頭神社の森	
	白井市	36	西福寺の公孫樹	
	37	来迎寺の公孫樹		

注) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)及び記念物(史跡、天然記念物)を示した。

出典: 「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(令和元年6月閲覧 千葉県ホームページ)
「市川市の文化財」(令和元年6月閲覧 市川市ホームページ)
「指定文化財」(令和元年6月閲覧 船橋市ホームページ)
「松戸市文化財マップ」(令和元年6月閲覧 松戸市ホームページ)
「指定・登録文化財」(令和元年6月閲覧 柏市ホームページ)
「八千代市指定文化財」(令和元年6月閲覧 八千代市ホームページ)
「ふるさとかがや散策まっぷ」(令和元年6月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ)
「鎌ヶ谷市の文化財」(令和元年6月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ)
「印西市内の文化財一覧」(令和元年6月閲覧 印西市ホームページ)
「白井市の歴史・文化財」(令和元年6月閲覧 白井市ホームページ)

表 4.2-62(2) 指定文化財の状況

区分	指定区分	市名	番号	名称
▲ 有形文化財	国	松戸市	38	旧徳川家松戸戸定邸
		市川市	39	庚申五層塔
	40		明戸古墳石棺	
	41		小笠原政信夫妻供養塔	
	42		真間万葉頭彰碑(真間井)	
	43		真間万葉頭彰碑(真間女墓)	
	44		真間万葉頭彰碑(継橋)	
	45		鈴近江翁碑	
	松戸市	46	嘉永五年銘庚申塔	
		47	寛文八年銘庚申塔	
		48	慶安三年銘庚申塔	
		49	寛文元年銘道祖神	
		50	柳原水閘	
		51	一月寺遺石	
		52	松戸中央公園正門門柱(旧陸軍工兵学校正門門柱)	
		53	土屋家長屋門	
		54	安蒜家長屋門	
		55	旧陸軍工兵学校歩哨哨舎	
		56	松龍寺山門	
	柏市	57	鮮魚街道常夜燈	
	八千代市	58	飯綱神社鐘楼	
		59	飯綱神社本殿・拝殿・玉垣・参道石段	
	鎌ケ谷市	60	鎌ケ谷大仏	
		61	魚文の句碑	
		62	土地記念講碑	
		63	妙蓮寺板碑及び五輪塔	
64		道標地藏		
65		庚申道標		
66		百庚申		
白井市	67	富塚鳥見神社本殿		
	68	鳥見神社の石造鳥居		
	69	鷲神社の石造鳥居		
	70	鷲神社本殿		
		71	折立熊野神社本殿	
★ 有形民俗文化財	市	鎌ケ谷市	72	栗野庚申講・栗野庚申塔群
		白井市	73	鳥見神社の歓喜天
			74	鳥見神社の切られ庚申
			75	谷田の三猿庚申塔
			76	鷲神社の三猿庚申塔

注) 表中の文化財は、主に屋外に存在している有形文化財(建造物)及び記念物(史跡、天然記念物)を示した。

- 出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財」(令和元年6月閲覧 千葉県ホームページ)
 「市川市の文化財」(令和元年6月閲覧 市川市ホームページ)
 「指定文化財」(令和元年6月閲覧 船橋市ホームページ)
 「松戸市文化財マップ」(令和元年6月閲覧 松戸市ホームページ)
 「指定・登録文化財」(令和元年6月閲覧 柏市ホームページ)
 「八千代市指定文化財」(令和元年6月閲覧 八千代市ホームページ)
 「ふるさとかがや散策まっぷ」(令和元年6月閲覧 鎌ケ谷市ホームページ)
 「鎌ケ谷市の文化財」(令和元年6月閲覧 鎌ケ谷市ホームページ)
 「印西市内の文化財一覧」(令和元年6月閲覧 印西市ホームページ)
 「白井市の歴史・文化財」(令和元年6月閲覧 白井市ホームページ)

表 4.2-63 登録有形文化財の状況

区分	指定区分	市名	番号	名称
◆ 登録有形文化財	国	市川市	A	西洋館倶楽部(渡辺家住宅)
			B	日本福音ルーテル市川教会会堂
			C	昭和学院創立記念館
			D	後藤家住宅主屋ほか
		松戸市	E	旧齋藤家住宅主屋
			F	千葉県水道局栗山配水塔

注) 表中の文化財は、主に野外に存在している有形文化財(建造物)を示した。
 出典：「県内の国登録有形文化財」(平成30年11月現在 千葉県教育庁教育振興部文化財課)



- 凡例
- 都市計画対象道路事業実施区域
 - 都県界
 - 市区界
 - 史跡
 - 名勝
 - 天然記念物
 - 有形文化財
 - 有形民俗文化財
 - 登録有形文化財

この地図は、国土地理院発行の「1:50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。
 出典：「市町村別の国・県指定および国登録文化財」（令和元年6月閲覧 千葉県ホームページ）
 「市川市の文化財」（令和元年6月閲覧 市川市ホームページ）
 「指定文化財」（令和元年6月閲覧 船橋市ホームページ）
 「松戸市文化財マップ」（令和元年6月閲覧 松戸市ホームページ）
 「指定・登録文化財」（令和元年6月閲覧 柏市ホームページ）
 「八千代市指定文化財」（令和元年6月閲覧 八千代市ホームページ）
 「ふるさとこまがや散策まっぷ」（令和元年6月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ）
 「鎌ヶ谷市の文化財」（令和元年6月閲覧 鎌ヶ谷市ホームページ）
 「印西市内の文化財一覧」（令和元年6月閲覧 印西市ホームページ）
 「白井市の歴史・文化財」（令和元年6月閲覧 白井市ホームページ）
 「県内の国登録有形文化財」（平成30年11月現在 千葉県教育庁教育振興部文化財課）

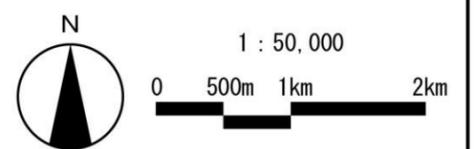
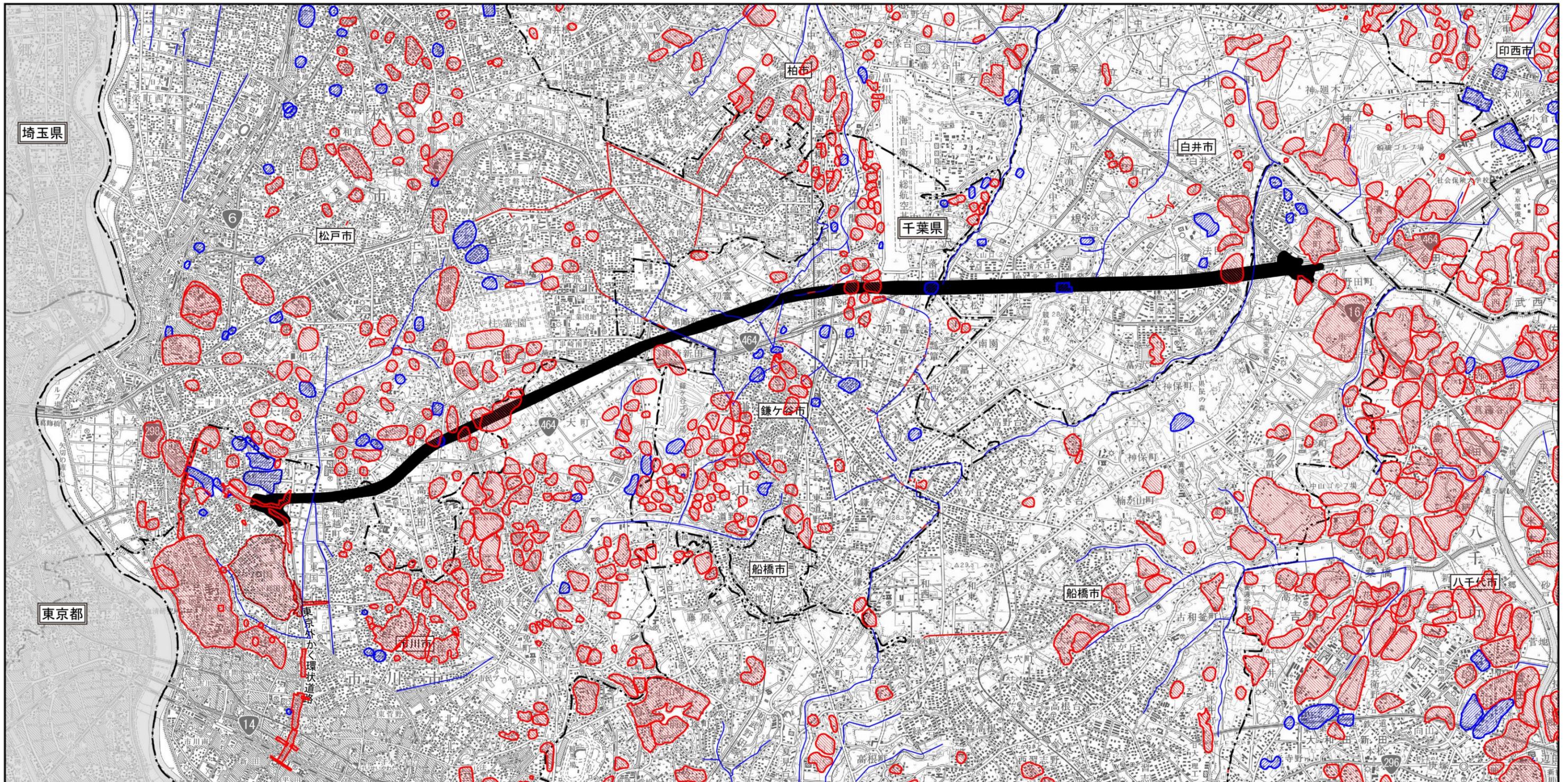


図 4.2-21 指定文化財位置図



凡例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 埋蔵文化財包蔵地
- 野馬土手
- 群遺跡
- 埋蔵文化財包蔵地消滅
- 野馬土手消滅
- 群遺跡消滅

この地図は、国土地理院発行の「1：50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。

出典：「ちば情報マップ」（令和元年6月閲覧 千葉県ホームページ）
鎌ヶ谷市文化スポーツ課資料

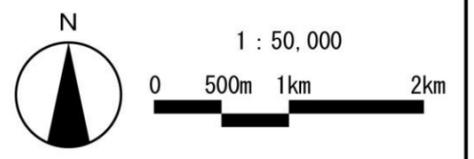


図 4.2-22 周知の埋蔵文化財包蔵地

4.2.7.28 地すべり防止区域の指定の状況

「地すべり等防止法」(昭和33年3月31日法律第30号)では、地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除去し、又は軽減するため、これを防止し国土の保全と民生の安定に資することを目的に、地すべり防止区域を指定しています。

調査区域には地すべり防止区域は存在しません。

4.2.7.29 急傾斜地崩壊危険箇所の指定の状況

「土砂災害防止法」(平成12年5月8日法律第57号)では、土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的に、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域を指定するための基礎調査結果を急傾斜地崩壊危険箇所としています。

調査区域にある急傾斜地崩壊危険箇所を図4.2-23に示します。

4.2.7.30 砂防指定地の指定の状況

「砂防法」(明治30年3月30日法律第29号)では、豪雨等による山崩れ、河床の浸食等の現象に伴う不安定な土砂の発生及びその流出による土砂災害を防止することにより、望ましい環境の確保と河川の治水上、利水上の機能の保全を図ることを目的に、砂防指定地を指定しています。

調査区域には砂防指定地は存在しません。

4.2.7.31 市町村が定める歴史的風致の維持及び向上に関する計画の状況

「歴史まちづくり法」(平成20年5月23日法律第40号)では、歴史的風致の維持向上を図ろうとする市町村が策定する歴史的風致維持向上計画を認定し、その取組を支援しています。

調査区域では同法に係る関係自治体は存在しません。

4.2.7.32 景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画の状況

1) 市川市

市川市は、平成 17 年 1 月に景観行政団体となっており、積極的に良好な景観の形成を図るため、平成 18 年 7 月には、「市川市景観計画」が策定され、景観まちづくりが推進されています。

この計画では「共感と継承」が基本理念とされており、良好な景観の形成を図る区域として市全域が定められています。また、市全域が対象となる共通方針と地域別に異なる区分別方針の 2 つから成る良好な景観の形成に関する方針が設定されています。

調査区域は、「緑地・農地と住宅地ゾーン」、「自然と歴史の住宅地ゾーン」及び「幹線道路沿道ゾーン」の区分に属しています。

2) 船橋市

船橋市は、平成 16 年 6 月に景観行政団体となっており、「良好な景観を守り・活かし・創り・育み・取り戻し・次世代へと受け継いでいく」ことを目指し、平成 22 年 3 月に「船橋市景観計画」が策定されています。

この計画では市全域で総合的に景観形成を進めるため、市全域が景観計画区域とされています。また、「景観の保全・形成の目標」が定められているとともに、市の景観特性が 14 の景観類型に整理されており、類型ごとに「良好な景観の保全と形成に関する方針」が設定されています。

3) 松戸市

松戸市は、平成 21 年 4 月に景観行政団体となっており、市民・事業者・行政の「協働」による景観づくりを進め、松戸らしい景観資源を活かし、誇りと自信を持って後世に引き継ぐことができる魅力あふれるまち並み景観の形成を目的とし、平成 23 年 3 月に「松戸市景観計画」が策定されています。

この計画では心の安らぎを感じさせる自然・歴史・文化的景観資源を市内の随所に有することから、市全域が景観計画の区域とされています。また、地形を基本に、市域が 5 つの景観ゾーンに分けられており、ゾーンごとに景観形成の方針が定められています。

調査区域は、「みどりと農の景観ゾーン」に属しており、「農地や河川などを通じてうるおいを感じることでできる景観づくり」が景観形成の基本方針として定められています。

4) 柏市

柏市は、平成 17 年 11 月に景観行政団体となっており、市民・事業者・設計者などへの景観意識の浸透、うるおいや美しさの感じられる景観の実現などを目的に、平成 20 年 4 月に「柏市景観計画」が策定されています。

この計画では「みんなで守り育てたい、緑・水に縁どられた、なつかしくて新しい都市（まち）・柏」が基本理念として定められています。また、景観計画の区域は市内全域となっており、「都市計画法」上の用途地域等と連動し、地域の区分が行われ、地域ごとに行為の基準が定められています。

5) 八千代市

八千代市では、景観計画は策定されていません。

6) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市は、平成 24 年 5 月に景観行政団体としており、景観形成の方向性を示すとともに、市民、事業者及び行政が一体となって鎌ヶ谷らしい魅力のある景観の形成に積極的に取り組んでいくため、平成 26 年 3 月に「鎌ヶ谷市景観計画」が策定されています。

この計画では市全体での景観づくりを一体的に進めていくために、市全域が景観計画の区域とされています。また、本計画では、「鎌ヶ谷市景観条例」に基づいて指定される景観重点地区の位置、景観形成の方針、行為の制限等が定められています。

調査区域では、新鎌ヶ谷駅を中心とした商業・業務の中心市街地とその周囲の住宅を含む地域である新鎌ヶ谷地区が景観重点地区として指定されており、「人を呼び込み、文化を育む新鎌ヶ谷地区」が景観形成の目標とされています。

7) 印西市

印西市は、平成 26 年 12 月に景観行政団体としており、今後定める「印西市景観計画」と「印西市景観条例」の土台となる「印西市景観まちづくり基本計画」が平成 29 年 3 月に策定されています。平成 28 年度以降、景観計画等策定委員会により「印西市景観計画」の策定が進められています。

8) 白井市

白井市では、景観計画は策定されていません。

4.2.7.33 市町村が定める緑地の保全及び緑地の推進に関する基本計画（緑の基本計画）

1) 市川市

市川市では、平成 16 年 3 月に緑地の保全や緑化の推進の考えがまとめられた「市川市みどりの基本計画」が策定されています。

この計画では「人と緑とのかかわりを大切にする」という基本理念のもと、「潤いと安らぎのあふれる緑豊かなまち」が将来像として掲げられています。また、この計画では、市川市を特徴付ける一団の樹林地を保全するために重要で、特に配慮が必要となる地区が保全配慮地区として設定されており、調査区域は曾谷大町周辺保全配慮地区に属していません。

2) 船橋市

船橋市では、平成 3 年度に緑地の保全・緑化推進・公園の整備等に関する施策の方針を取りまとめた「船橋市緑の基本計画」が策定されています。平成 19 年度には、法令改正や関連する計画との整合を図るなどの理由から計画の見直しが行われ改訂版を策定し、その後内容が精査された「船橋市緑の基本計画改定第 2 版」が策定されました。

この計画では「歩こう・ふれよう『緑・水・ふるさと、ふなばし』』という緑の将来像の実現に向けて、緑の保全・創出・育成が進められています。また、この計画では、地域

の個性や特性を活かした計画づくりのため、市域が10の地域に分けられ、「地域別計画」が策定されています。調査区域は、法典地区に属しており、門前町の歴史的景観や、海岸線の面影を残す松林のみどり、清らかな湧水などの地域の特性を活かした魅力あるまちを目指すことが目標として定められています。

3) 松戸市

松戸市では、平成10年12月に「松戸市緑の基本計画」が策定され、その後平成21年3月に緑の街並みづくりや自然環境の保全などについての指針となる「松戸市緑の基本計画改訂版」が策定されています。

この計画では「暮らしが自然と調和する緑のふるさと松戸ー緑花清流でつづる人とまち、自然の物語ー」が緑の将来像として定められており、将来像を実現していくために「都市」、「地域」、「人」の3つの段階で施策の展開が図られています。また、この計画では、市全域の樹林地を対象とした「貴重な自然環境の保全・創造」や、市域を11の地域に分け、それぞれの特徴・特性に応じた「緑の物語」づくりが方針として定められています。

調査区域は常盤平地域及び東部地域に属しており、それぞれ「市民と育てる緑豊かな成熟したまち」、「田園と自然が織りなす環境を楽しめるまち」が地域の計画のテーマとして定められています。

4) 柏市

柏市では、平成8年3月に策定された「柏市緑の基本計画」と平成16年3月に策定された「沼南町緑の基本計画」をもとに、平成21年6月に新たな時代にふさわしい「柏市緑の基本計画」が定められています。

この計画では「緑」の優れた機能を将来にわたって持続していくための仕組みづくり及び生活に身近な場所に地域の特徴や個性を生かした「緑」の確保に重点が置かれ、「みんなで育てよう環境にやさしい水と緑の豊かなまち柏」が基本理念として設定されています。

また、緑の地域別構想が定められており、調査区域が属している南部地域と沼南地域では、それぞれ「特徴的な拠点の緑や点在する身近な緑を活かし守り育てるまちづくり」と「人と緑が共生する里づくり」という緑の将来像が定められています。

5) 八千代市

八千代市では、緑豊かなまちづくりを進めるため、平成15年3月に八千代市緑の基本計画が策定されました。計画策定からの約15年間において八千代市の緑の状況や根拠法である都市緑地法の改正、緑に関する市民意識の変化など、緑を取り巻く情勢は大きく変化してきており、こうした変化に的確に対応するとともに、これまでの緑豊かなまちづくりをさらに発展させるため、平成30年3月に八千代市緑の基本計画を改定しました。

この計画では、将来の緑地の保全や都市緑化の推進、公園緑地の適切な配置や維持管理、生物多様性の保全など、緑に関する様々な施策を体系的にとりまとめ、緑豊かなまちづくりの推進を図ることを目的として定められています。

6) 鎌ケ谷市

鎌ケ谷市では、平成 15 年 2 月に鎌ケ谷市の“緑”としての取り組み及び将来の緑のあり方についての方向性を定めるために「鎌ケ谷市緑の基本計画」が策定されています。

この計画では「人と自然が調和し協働で創り守る 緑ゆたかなふるさと鎌ケ谷」という緑の将来像をもとに、鎌ケ谷市の“みどり”と“水”の保全や整備、緑化の基本方針が設定されています。また、この計画では、駅前など都市のシンボルとなる地区やみどりが少ない住宅地などで、みどりの保全や都市緑化を重点的に進めるために、緑化重点地区が定められています。

調査区域が属している都市軸地区は、市を代表するシンボル空間として魅力にあふれた景観形成が図られています。

7) 印西市

印西市では、平成 12 年 3 月に「印西市緑の基本計画」が策定されています。

この計画では「ふれあいとうるおいのある緑豊かな街」を目指し、街の発展とあわせて、大切な緑を守り増やし育てていくために、平成 32 年（2020 年）を長期目標年次として、緑地の確保量、都市公園等の整備量、緑化の目標が定められました。また、7 つの緑地軸と 2 つのゾーンで都市の緑の骨格を形成させていくことが将来像とされ、実現に向けて 5 つの柱（里山の緑と歴史を守る。まちに緑の拠点をつくる。水辺を保全・修復し活用する。花と緑の美しいまちをつくる。市民・企業・市が連携して緑豊かなまちをつくる。）と 22 の施策が展開されています。

8) 白井市

白井市では、緑あふれる白井市（策定当時は白井町）の実現を目指し、白井市の豊富で美しい緑を将来的にも残し、増やしていくための総合的な緑づくりの指針として、平成 9 年 8 月に「白井町緑の基本計画 計画書」が策定されています。

この計画では「人とみどりが共生し、みんなでつくるまち 白井」が緑づくりのキャッチフレーズとして定められています。また、「緑地の保全あるいは緑地促進の緊急性」、「施策展開の実現性」及び「白井町全域に及ぼす効果の大きさ」を鑑み、優先的に施策展開を図る「緑地保全・緑化促進の重点地区」が設定されています。

調査区域は富士地区に属し、「旧市街地における緑づくり」をテーマに、緑化が推進されています。

4.2.8 地域における計画・戦略・目標等

4.2.8.1 千葉地域公害防止計画

千葉県では、「環境基本法」(平成5年11月19日法律91号)に基づき、平成29年3月に「千葉地域公害防止計画」が策定されています。

この計画では昭和45年の「千葉・市原地域に係る公害防止計画」から続く、県内の公害が著しい地域等を対象とした公害防止施策に関する計画であり、平成28年度から平成32年度までを計画期間としています。県内の21市が指定されており、本事業に係るすべての関係市が該当します。主要な課題として「印旛沼、手賀沼の水質汚濁」、「東京湾の水質汚濁」、「地下水汚染」が挙げられており、それら主要課題に係る環境基準の達成が目標として設定されています。

4.2.8.2 環境基本計画

1) 千葉県

千葉県では、平成20年3月に「千葉県環境基本計画」が策定され、この計画に基づき、各種施策の推進が行われてきました。その後、計画策定以降、県の自然環境や生活環境をめぐる状況が変化し、かつ地球温暖化の影響をはじめ世界を巻き込む国際的な合意がなされるなど、新たな課題が生じていることから計画の見直しが行われ、平成31年3月に「第三次千葉県環境基本計画」が策定されています。

この計画では、「みんなでつくる『恵み豊かで持続可能な千葉』」を将来像に位置付け、「～ずっと豊かで安心して暗いしていける千葉の環境をみんなにちからで築き、次の世代に伝えていく～」を計画の目標として目指しています。その基本目標は「地球温暖化対策の推進」、「循環型社会の構築」、「豊かな自然環境の保全と自然との共生」、「野生生物の保護と適正管理」、「安全で安心な生活環境の保全」とし、これに「環境保全のための基盤的、横断的な施策の推進」を加えた6つの政策と23の施策を展開することとしています。

千葉県は、計画を総合的に推進する体制を整備するとともに、具体的な施策の展開に当たっては、県民、事業者、市町村など各主体と連携、協働の下で進めるとしています。

このため県は、広く計画内容の周知と県の環境に関する情報の提供を行い、各主体が行う自主的な環境保全活動に対する支援の実施、環境に関する情報の共有を図るなど、県・市町村との役割分担の下、各主体との連携・協働を進めることとしています。また、広域的な環境問題や本県単独で解決できない問題について、国や他の地方公共団体と連携を図るとともに、地球環境の保全に貢献するため、国際協力・国際交流を推進することとしています。

2) 市川市

市川市では、平成12年2月に環境の保全及び創造のための環境施策を総合的かつ計画的に推進するために「第一次市川市環境基本計画」が、その後平成24年3月に第一次計画の成果と課題及び市川市を取り巻く環境の変化等を踏まえた「第二次市川市環境基本計画」が策定されています。

この計画では「みんなで築く 身近に自然を感じる文化のまち いちかわ」が基本目標

とされ、「自然が息づくまち」、「地球にやさしいまち」、「健やかに暮らせるまち」、「資源を大切にすまち」、「環境をみんなで守り育てる活力あふれるまち」の5つの基本理念のもと施策が進められています。

3) 船橋市

船橋市では、平成23年3月に「船橋市環境基本計画」が策定されています。

この計画では「みんなでつくり 未来へつなぐ 恵み豊かな環境」が望ましい環境像と定められ、市民、事業者、市が一体となって環境の保全及び創造に関する施策を推進することにより、人と自然が共生する環境づくりに努め、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられることが目的とされています。

4) 松戸市

松戸市では、平成10年4月に環境関連の個別計画や個別事業の基本的な方向を示すための総合的な長期計画として「松戸市環境計画」が策定されています。

この計画では「市民・事業者・市」という松戸市の構成員全員が主体となって環境関連の取り組みを行い、市が掲げる3つの「めざすまちの姿」である「人と生き物が共存しているまち」、「健康的な日々を過ごすための環境が整ったまち」、「地球の環境にやさしいまち」の実現を図ることが目標とされています。

5) 柏市

柏市では、平成28年3月に環境保全施策をさらに推進し、拡大・複雑化する様々な環境問題に適切に対応すべく「柏市環境基本計画(第三期)」が策定されています。

この計画では市民、事業者、市が協働して、自然環境、生活環境、快適環境、地球環境の4分野を対象に「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」の実現を図ることが目標とされています。

6) 八千代市

八千代市では、平成23年3月に「八千代市第2次環境保全計画」が策定されています。

この計画では国や千葉県「環境基本計画」や「八千代市第4次総合計画」などの上位計画をはじめ、谷津・里山保全計画、新エネルギー・省エネルギービジョンなど環境の保全に関連する各分野の計画と連携を図り、本市における環境行政を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

7) 鎌ヶ谷市

鎌ヶ谷市では、平成15年3月に「鎌ヶ谷市環境基本計画」が策定されています。その後、今日の環境に対する社会の認識と動きの大きな変化に対応すべく「鎌ヶ谷市第二次環境基本計画」が平成25年3月に策定され、総合的・計画的に環境施策が行われています。

この計画では「自然と社会が調和する環境共生都市」が目標とされ、計画の推進にあたっては市民・事業者・行政の具体的な行動につながるよう「身近な行動目標」を取り入れ、幅広い市民の取り組みが目指されています。

8) 印西市

印西市では、平成 25 年 3 月に「印西市総合計画」に掲げる将来都市像「ひとまち自然笑顔が輝くいんざい」の実現を市の環境基本条例第 3 条の基本理念のもとに、健康で快適な環境を築くための計画として「印西市環境基本計画」が策定されています。

この計画は「印西市環境基本条例」に基づき、良好な環境づくりに向けた基本的な考え方、目標及び手段を示し、市の個別計画や事業などと相互連携しながら、施策を展開していくこととされています。また、本計画の目標達成には、市民・事業者・市の三者協働が必要不可欠であるため、市民・事業者の日常生活、事業活動における環境行動指針も示されています。

9) 白井市

白井市では、平成 14 年 3 月に策定された「白井市環境基本計画」が期間満了を迎えるにあたって、平成 24 年 4 月に「白井市第 2 次環境基本計画」が策定されています。

この計画では「豊かな自然を生かし、大切にするまち」、「市民の健康と快適な生活環境を守るまち」、「限られた資源・エネルギーを大切にするまち」、「環境を知り、環境に配慮したやさしいライフスタイルを実践するまち」、「地球環境の保全に貢献するまち」が市の目指すべき将来の姿とされ、この環境像を実現するために環境目標とそれぞれの目標に応じた個別環境施策が設定されています。

4.2.8.3 環境に関する条例

調査対象地域の 8 自治体及び千葉県における環境に関する条例の指定の状況を表 4.2-64 に示します。

表 4.2-64 環境に関する条例の指定の状況

県市名	名 称	告示年月日
千 葉 県	千葉県環境基本条例	平成 7 年 3 月 10 日条例第 2 号
	千葉県環境影響評価条例	平成 10 年 6 月 19 日条例第 26 号
	千葉県環境保全条例	平成 7 年 3 月 10 日条例第 3 号
市 川 市	市川市環境基本条例	平成 10 年 7 月 3 日条例第 30 号
	市川市環境保全条例	平成 10 年 7 月 3 日条例第 31 号
船 橋 市	船橋市環境基本条例	平成 9 年 3 月 31 日条例第 7 号
	船橋市環境保全条例	平成 14 年 12 月 27 日条例第 57 号
松 戸 市	松戸市公害防止条例	昭和 47 年 4 月 1 日条例第 14 号
柏 市	柏市環境基本条例	平成 13 年 9 月 28 日条例第 31 号 <改正>平成 17 年 3 月 28 日条例第 73 号
	柏市環境保全条例	平成 13 年 9 月 28 日条例第 32 号
八千代市	八千代市環境基本条例	平成 10 年 11 月 24 日条例第 30 号
	八千代市公害防止条例	昭和 47 年 4 月 1 日条例第 26 号
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷市環境基本条例	平成 20 年 3 月 24 日条例第 34 号
	鎌ヶ谷市公害防止条例	昭和 47 年 10 月 5 日条例第 21 号
印 西 市	印西市環境基本条例	平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号
	印西市環境保全条例	平成 11 年 3 月 19 日条例第 2 号
白 井 市	白井市環境基本条例	平成 12 年 6 月 30 日条例第 32 号
	白井市公害防止条例	昭和 46 年 12 月 22 日条例第 23 号

出典：「平成30年版 千葉県環境白書」（平成31年3月 千葉県環境生活部環境政策課）

4.2.9 その他の事項

4.2.9.1 廃棄物の処理及び施設の状況

調査対象地域の8自治体における年間のごみ収集量が最も多いのは船橋市で207,654t、最も少ないのは白井市で19,450tです。

調査対象地域のごみ処理の状況を表4.2-65に示します。

表 4.2-65 ごみ処理の状況（平成28年度）

市名	計画処理区域人口 (H28.10.1現在) (人)	ごみ総排出量(t)			
		合計	生活系ごみ	事業系ごみ	集団回収量
市川市	480,570	139,784	102,523	32,847	4,414
船橋市	630,349	207,654	137,203	53,148	17,303
松戸市	491,741	148,448	92,870	37,344	18,234
柏市	412,127	131,628	91,636	39,992	-
八千代市	195,666	56,465	42,305	12,169	1,991
鎌ヶ谷市	109,483	32,142	24,165	6,966	1,011
印西市	96,802	31,088	22,556	6,668	1,864
白井市	63,733	19,450	13,960	4,884	606

出典：「平成28年度清掃事業の現況と実績（一般廃棄物処理事業の概況）について」
(平成30年10月 千葉県環境生活部循環型社会推進課)

調査区域の8自治体には、産業廃棄物中間処理業者が19社あります。

調査区域の産業廃棄物中間処理業者の状況を表4.2-66及び図4.2-24に示します。

表 4.2-66 産業廃棄物中間処理業者の状況

市名	番号	業者名	施設所在地
市川市	-	(株)光伸清運	塩浜 3-17-15
	-	(株)市川環境エンジニアリング	加藤新田 212-3
	-	(株)東興開発	塩浜 2-16-5
松戸市	1	開発化学工業(株)	紙敷 3-12-1
	2	石建商事(株)	松飛台字中原 286-17
	3	(株)イサカエンタープライズ	上本郷 85-1
	4	(有)スズキサービス	稔台 5-15-17
八千代市	5	椛山産業(株)	大和田新田字平作 845-1
	-	(株)東亜オイル興業所	上高野字木戸場 1728-5
	6	(株)ハセガワ	大和田新田 707-2
鎌ヶ谷市	7	(株)丸幸	神々廻字大木戸 1664-1
船橋市	-	日本メラサイト工業(株)	西浦 3-10-16
	-	(株)鈴徳	日の出 1-2-4
白井市	8	(株)和光サービス	河原子 327の一部
	9	(株)エコ・エナジー・ジャパン	河原子字天神前 319-6
	10	(株)セフティランド	河原子字仲割 324-4
	11	(有)五栄工業	河原子字大割 251-2
	12	(有)京葉総業	根字下郷谷 13-1
	-	(株)新東京開発	名内字向山 315-1の一部

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（平成31年4月1日現在 千葉県環境生活部廃棄物指導課）
：「産業廃棄物処分業者一覧表」（令和2年4月1日現在 船橋市環境部廃棄物指導課）
注）番号は図4.2-24に示した位置番号



凡 例

- 都市計画対象道路事業実施区域
- 都県界
- 市区界
- 産業廃棄物中間処理業者

この地図は、国土地理院発行の「1：50,000地形図、東京東北部（平成17年8月24日）・佐倉（平成10年9月1日）」を使用したものである。

出典：「産業廃棄物処理業者名簿」（平成31年4月1日現在 千葉県環境生活部廃棄物指導課）
「産業廃棄物処分業者一覧表」（令和2年4月1日現在 船橋市環境部廃棄物指導課）

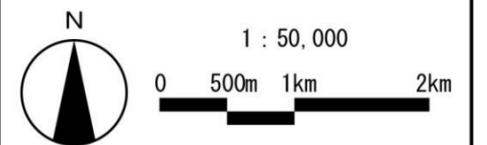


図 4.2-24 産業廃棄物中間処理業者

4.2.9.2 土地区画整理事業の状況

調査対象地域の8自治体のうち松戸市、柏市及び船橋市で土地区画整理事業を行っています。

実施中の土地区画整理事業を表4.2-67に示します。

表 4.2-67 土地区画整理事業の実施区域

市名	地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
松戸市	秋山	組合	38.1	S63～H30
柏市	北柏駅北口	市	12.3	H12～H35
	柏北部中央	県	272.9	H12～H34
	柏インター第一	組合	30.0	H13～H30
船橋市	飯山満	市	18.5	H3～H42

出典：「土地区画整理事業地区別一覧表」（平成31年4月現在 千葉県県土整備部市街地整備課）

4.2.9.3 公害苦情の状況

調査対象地域の8自治体の平成29年度における典型7公害の苦情件数は、騒音が最も多く、次いで大気汚染、悪臭、振動となっています。

公害苦情件数の状況を表4.2-68に示します。

表 4.2-68 公害苦情件数の状況（平成29年度）

単位：件

項目 市名	典型7公害							その他	計
	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
市川市	24	—	—	132	43	1	43	9	252
船橋市	22	—	—	14	1	—	1	20	58
松戸市	18	—	—	67	10	—	14	27	136
柏市	34	6	—	53	7	—	27	—	127
八千代市	5	1	—	30	6	—	52	—	94
鎌ヶ谷市	34	—	—	9	3	—	1	62	109
印西市	36	3	—	6	1	—	4	52	102
白井市	2	1	—	10	27	1	26	3	70
計	175	11	—	321	98	2	168	173	948

出典：「平成29年度 公害苦情調査結果報告書」（平成31年1月 千葉県環境生活部環境政策課）